

雜貨輸出振興法ほか輕工業局關係法(昭三六七)

大臣官房總務課

36
法製
No. 8

国立公文書館	
分類	經濟産業省
	平成25年度
排架番号	つくば書庫8
	8-35
	34



雜貨輸出振興法ほか輕工業局關係法(昭三六七)

大臣官房總務課

36
法製
NO. 8

目次
第一章 雑貨輸出の振興
第二章 輕工業の振興
第三章 關係事項
附則

分類コード	AH010-AH0140-AH01420
課室名	大臣官房 総務課

大臣官房 総務課

〔昭和36年〕雑貨輸出振興法ほか軽工業局関係法

1/4₂
保存期間 3年
廃棄時期 2014年3月31日

【昭和36年】雑貨輸出振興法ほか
軽工業局関係法

作成時期	2011年4月1日
保存期間	3年 正本
廃棄時期	2014年3月31日



2011-A2-1200-000060

分類コード	AH010-AH0140-AH01420
課室名	大臣官房 総務課

1/分冊

【昭和36年】雑貨輸出振興法ほか
軽工業局関係法

作成時期	2011年4月1日
保存期間	3年 正本
廃棄時期	2014年3月31日



2011-A2-1200-000060

法令件名	雑貨輸出振興法ほか軽工業局関係法	
第四十国会	昭和 年 月 日	公布年月日
総務課審議日	第 号	法令番号
法制局審議日	昭和 年 月 日	閣議附議
党商工部会 党 政 審 議 務 委 員 会 本 会 議 委 員 会 本 会 議	起案者 (氏名) 局	閣議附議 閣 通 産 省 号
		閣通産第 号

(摘要)

未定出

通商手続

- ◎ 液化石油ガスの保安に関する法律
- ◎ 高圧ガス取締法の一部を改正する法律
- ◎ 液化石油ガス取締法

原局担当官名 (局課名)

大臣官房総務課担当官

輸出雑貨振興法（仮称）について

36年6月27日

中小企業庁

本法案については、その趣旨とすることは、おおむね了解するところであるが、現行団体の枠内で輸出雑貨についてのみ特例的措施を認めることについては、現行団体の目的との関係、輸出雑貨工業以外の中小企業とのバランス規制態様の二元化等下記のごとき問題点がある。

従つて当庁としては、現在団体の改正を検討中であるので、本法案で示されている特例的措施については団体の一般改正問題として検討してゆくこととした。

しかし当庁の団体の改正作業と平行して、本法案の内容とするものについて軽工業局において更に研究を進めること、或いは、団体法とは別個に独自の制度を創設して、その趣旨の実現を図つてゆくことは差支えないと考える。

記

1. 現行団体法は「中小企業者の公正な経済活動の機会確保及びその経営の安定」という目的のために、商工組合による不況克服のための調整事業を行なうことを認めているのであるから、輸出振興の見地から商工組合の設立を認め、調整事業を行なうことを認めることは、上記現行団体法の規制理念とは異なるものであり、現行法の枠内で、かくのごとき目的をもつた特例の規定を設けることは困難である。

2. 輸出雑貨工業に内在する問題は主として中小企業の過多性等に基づくものであるから、他の輸指向中小企業一般の問題として捉えられるべきものであり、この意味で、輸出雑貨についてのみ特例の規定を認めるのは適当でなく、輸出中小企業一般の問題として取り上げるのが妥当である。

3. また仮りに、現行団体の枠内で特例の規定を認めた場合、性格を具にする商工組合の設立を始めとして自主調整、員外者規制命令等について、団体の二元的運用を行わざるを得なくなり、法の運用を複雑化することになる。

4. なお、本法案の内容について個別の問題点を指摘すれば次のごときである。

(1) 調整規程の届出制の採用については、現在、業界より要望されているところであるが、現在認可制になっているのは、当該調整規程の適法、妥当なりや否や、或いは将来調整規程を参酌して員外者規制命令を発動することもありうるので、事前に十分検討する必要があるからである。

(2) 自主調整をより容易に行わせることはよいとしても、命令の発動を容易にして、政府が

必要と認められる場合、これを発動しうることとして、政府統制の強化を図るものであるだけに、関連事業者等への影響を慎重に考慮する必要がある。

(3) これらのカルテルを行なう場合には、これが輸指向貨物の出荷サイトに限られる場合は問題ないが、原材料の購入制限等直接輸出に關せざる部門について行われる場合には、国内取引活動一般に対する制限になるので、問題がある。

(4) 調整命令の実効確保のために、輸出禁止を法文上明示することは、取引法とのバランス上問題である。

(5) 新規業者の発生を防止するために、「数量規制の徹底を図ること」とは、数量割当における最低保証制度の撤廃、新規業者に対する数量割当の停止等を意味するものと考えられ、また、登録制度においては登録の停止が考えられるが、規制内容の平等、営業自由等の原則から慎重に検討する必要がある。

輸出雑貨センターの行なっている品質および意匠の改善に関する事業および輸出雑貨工業の技術の指導・育成に関する事業のほか新にジェットロとの共同事業として海外における貿易振興事業をも行なわせるものとする。(軽機械振興法46条参照)

第3点に関連して

- (7) 輸出雑貨工業の設備近代化、共同厚生施設等に対する設備資金および季節的なつなぎ資金の融通斡旋について、政府が資金の確保に努めるよう規定をおくものとする。
- (8) 輸出雑貨の原材料を国際価格でもつて入手しうるよう政府の措置について規定をおくものとする。

必要と認められる場合、これを発動しうることとしておけることは、政府統制の強化を図るものであるだけに、関連事業者等への影響を慎重に考慮する必要がある。

(3) これらのカルテルを行なう場合には、これが輸出向貨物の出荷サイドに限られる場合は問題ないが、原材料の購入制限等直接輸出に關せざる部門について行われる場合には、国内取引活動一般に対する制限になるので、問題がある。

(4) 調整命令の実効確保のために、輸出禁止を法文上明示することは、取引法とのバランス

(団体法9条)を排除して随時必要に応じ商工組合を設立できるものとする。(取引法14条2項参照)

これに伴い調整規程の届出制を採用(団体法18条取引法11条2項参照)して手続の簡易化をはかるとともに調整命令の発動要件(団体法56条)および聴聞(団体法60条)の規定の適用を排除して、雑貨の輸出貿易に関し、その必要が認められる場合において調整命令を発動しうるものとする。(改正取引法29条の2参照)

(2) 現行団体法、取引法は、業者の自主調整をその建前としているので、業界内部において意見の調整が困難である場合においては、取引秩序確立の時機を徒に失つするおそれが多分にあるので、かかる場合において、輸出貿易管理令による承認の適用を伏線として、輸出業者または生産業者に対し、自主調整の勧告を行いうるものとする。

(3) 調整命令に適合しない貨物の輸出が行われ取引秩序の維持を困難にする実情が生じている現状にかんがみその輸出禁止を法文上明示するとともに、調整命令の違反者に対し、戒告または輸出向出荷の制限もしくは停止の制裁を行いうるものとする。(団体法108条管理法53条取引法4条参照)。

(4) 調整命令を発動した事後においてもなお新規業者の簇生をきたし、取引秩序の維持を困難にする実状が生じているので、現行調整規則の内容を改善して数量規制の徹底を図るとともに、設備新設の制限命令をもつてしてはその目的を達し得ない場合においては、生産業者または輸出業者に対しては新にそれぞれ登録制度を実施しうるようその途を聞くものとする。(団体法58条軽機械振興法19条参照)

(5) 過当競争のため輸出価格が異常に低落し、この引上等取引条件の積極的な改善が現状をもつてしては、中小企業者にとり困難な実情にあるので、この対策として調整命令が発動されている場合において、商工組合は調整金を賦課徴収できるものとし、この積立金の使途について政府の監督の下に商工組合の機能の活用をはかるものとする。この場合必要に応じ政府は勧告を行ないうるものとする。

第2点に関連して

(6) 雑貨輸出の貿易振興事業を専門的かつ効率的に実施することを目的として、現行日本輸出雑貨センターを新に特殊法人として設立するものとする。この法人の資本金は全額政府が出資するものとし、その業務の範囲としては、現行

省 業 商

昭和 21 年 5 月 15 日 軽工業局

軽工業局

一 振興の事 (高野) 振興出願書 一 振興本部振興出願書

振興の事 (高野) 振興出願書

振興本部振興出願書

振興の事 (高野) 振興出願書

振興本部振興出願書

振興の事 (高野) 振興出願書

振興本部振興出願書

雑貨輸出振興法 (仮称) の制定について

36. 5. 15
軽工業局

1. 趣 旨

別添雑貨の輸出振興施策を実現するため、政府の役割を強化すること、すなわち

- (1) 雑貨の輸出取引について有効かつ機動的な対策をとりうるよう政府の積極的かつ指導的な体制を作ること。
- (2) 雑貨輸出に関する内外における貿易振興事業および輸出雑貨工業の技術の指導育成に関する事業を強力に推進する母体として特殊法人を設立すること。
- (3) 輸出雑貨工業の体質改善のため、国庫補助、金融措置等の行政措置について政府が考慮を払うことをその主眼とする。

2. 内 容

内容を略述すると次のとおりである。

第 1 点に関連して

- (1) 不況カルテルを対象とする中小企業団体法に関し輸出カルテルを対象とする特例的規定を設けるものとする。すなわち輸出雑貨については、商工組合設立に関する不況要件

5. 輸出雑貨工業の設備近代化、共同厚生施設に対する助成
上記4による資金の供給を行なう一方輸出雑貨工業の設
備近代化、共同厚生施設等に対し、国庫補助を行なうとと
もに現行制度における資金の供給方法、税制上の恩典等
について配慮するものとする。

6. 輸出雑貨工業に対する原材料の廉価供給

輸出雑貨の原材料を国際価格で入手しうるよう加工貿易
制度、特価制度等現行の諸制度の活用について考慮を払う
ものとする。

商 産 業 省

昭和37年度の新政策について

36.5.17
軽工業局

1. 雑貨輸出振興基本対策 — 雑貨輸出振興(仮称)法の制定 —

2. 化学工業振興対策の検討

3. 治安工業の再建策

4. 化学品、繊維品等に対する輸出金融の確保

5. 保安対策の推進

(イ) 高圧ガス取締法の改正

(ロ) 火薬工業の合理化の推進

動要件の緩和等中小企業団体の法的の特例的措置

- (2) 自主調整について輸出業者または生産業者に対する政府の勧告
- (3) 調整命令に適合しない貨物の輸出禁止
- (4) 調整命令の違反者に対する戒告および輸出向出荷の制限または禁止の制裁
- (5) 商工組合による調整金の賦課徴収
- (6) 生産業者または輸出業者の登録制度
- (7) その他

2. 輸出雑貨センターの特殊法人化

上述第2の点に関連して、商品の品質の改善、意匠の向上等に関する貿易振興事業のほか新規商品の発掘、新市場の開拓等に関する貿易振興事業および輸出雑貨工業の技術の指導・育成に関する事業を強力に推進するため、現行輸出雑貨センターを上記1の立法措置において特殊法人に組織がえを行ない、以下の措置を考慮するものとする。

- (1) 資本金全額の政府出資
- (2) 品質の改善、意匠の向上に関する貿易振興事業に対する国庫補助の拡充
- (3) キャラバン等による新規貿易振興事業の実施(ジェ

(4)

トロの共同事業とする。)

- (4) 専用機械の試作等輸出雑貨工業の技術の指導育成に関する事業の拡充およびそれに対する国庫補助

3. 経済外交の推進

上述第2の点に関連して、対日輸入制限、関税障壁に対する交渉を強化するため、在外公館の経済担当部門の拡充、特に北米、カナダ市場における雑貨専門の担当官の駐留の実現を図り、交渉活動に要する経費の増加を図るものとする。

4. 輸出雑貨工業に対する金融の円滑化

上述第3の点に関連して、一般的な中小企業対策として金融措置が講ぜられているが輸出雑貨工業に対しその体質改善のため特にその重点化を図るものとし、以下の措置により低利資金の供給を図るものとする。

- (1) 輸出雑貨工業の業種指定を行ない中小公庫、商工中金から当該輸出雑貨工業の設備資金および運転資金に対し低利資金の供給を図る。
- (2) 商工組合の機能の拡充を図り、信用保証協会による債務保証を円滑に行なわせる措置を考慮する。

(5)

国内経済の繁栄に基づく労働力不足およびそれに伴う賃金水準の向上のため、従来の低賃金の基盤が外部から崩されつゝある現在の状況は、このまま推移すれば、輸出貿易における雑貨の地位および輸出雑貨工業の将来にとつてそれは致命的なものとなるであろう。

このような現況に対処するためには、雑貨の輸出振興および輸出雑貨工業の体質改善について政府が積極的な施策を集中的に措置する必要があると考えられる。

すなわち

(1) 雑貨輸出の現状は、いたずらに過当競争を繰返して取引条件を悪化し、特定市場に氾濫して仕向国の反撥を招いているが、これに対処する政府側の態勢は充分とはいえないので、輸出取引秩序の確立を凶つて特定市場における氾濫を予防するとともにさらに積極的に取引条件の改善を進め、ひいてはそれが漸進的かつ安定した輸出の増加と企業経営の安定に役立つように、輸出取引に対し、政府の積極的な措置を考慮する必要がある。

(2) さらに輸出されている雑貨をみると概して中級以下の商品であり、また特色のない多様性に乏しい商品が特定市場に偏る状況であるが、このような商品の品質の改善、意匠の向

(2)

上に関する対策や海外市場対策を海外とつながりの薄い中小企業者に期待するのは無理であるので、この面に対し、政府自身積極的に乗り出し、これに対処する必要が考えられる。

(3) また、輸出貿易面における以上のような問題は、結局、輸出雑貨工業の経営の基礎がきわめて不安定であり、そのため技術水準も低く、低賃金労働に依存するという状況に起因するものと考えられるので、その体質改善について政府が重点的な措置を講ずる必要がある。

以上三点に関連して新に以下の施策を強力に推進するものとする。

1. 雑貨輸出振興法（仮称）の制定

上述の三点に関連して政府の役割を強化するため立法措置を行なうものとするが、特に第1の点に関しては、過当競争の排除、特定市場に対するフラッド対策および取引条件の改善等について従来の政府の態勢が事後的かつ不徹底の憾みがあるのにかんがみ、特に有効かつ機動的な措置を行なうこと、さらにその状況によつては政府が initiative をもてることを狙いとして大要以下の如き内容について立法措置を行なうものとする。

(1) 商工組合設立に関する不況要件の排除、調整命令の発

(3)

商 業 振 興 策

この時期に於ける輸出貿易の不振は、工業の高度化が達成された時期においても、雑貨は輸出貿易上重要な地位を占める商品である。その中にはその労働集約的性格からその比重が現状よりさらに増加するものさえ相当あるものと考えられる。特に雑貨は現在においても輸出競争力を有している商品であるから、工業高度化の過程において国際収支の均衡を維持し、国民経済におけるその面からの圧力を排除し、その目標への前進を可能ならしめる点においてその果たす役割はきわめて大きい。雑貨がこのように将来ともに重要な地位を占めるためには、低賃金基盤から脱却した近代的経営の下において高度化された技術水準により高級かつ多様な商品による安定的な輸出がなされる状態が達成されなくてはならないであろう。かかる観点より現状をみると、雑貨は輸出貿易上の比重は大きいけれども、貿易、生産両面においてその内容を検討すれば、その本質はきわめて不安定な状態の上になされているといわねばならない。特にその改善が未だ不十分である段階において、

32
36.6.10
局長
3251
①
②
③

雑貨の輸出振興策について

36. 5. 15
軽工業局

所得倍増計画において予測されているように、工業の高度化が達成された時期においても雑貨は輸出貿易上重要な地位を占める商品である。その中にはその労働集約的性格からその比重が現状よりさらに増加するものさえ相当あるものと考えられる。

特に雑貨は現在においても輸出競争力を有している商品であるから、工業高度化の過程において国際収支の均衡を維持し、国民経済におけるその面からの圧力を排除し、その目標への前進を可能ならしめる点においてその果たす役割はきわめて大きい。

雑貨がこのように将来ともに重要な地位を占めるためには、低賃金基盤から脱却した近代的経営の下において高度化された技術水準により高級かつ多様な商品による安定的な輸出がなされる状態が達成されなくてはならないであろう。

かかる観点より現状をみると、雑貨は輸出貿易上の比重は大きいけれども、貿易、生産両面においてその内容を検討すれば、その本質はきわめて不安定な状態の上になされているといわねばならない。特にその改善が未だ不十分である段階において、

通 商 産 業 省

確かに、わが国における輸出入取引法をはじめとして、世界各国とも輸出に係るカルテルに対しては寛容な態度を示しているが、雑貨工業のようにその製品の大半が輸出に志向している産業について、輸出面に根拠をおいてカルテルを大巾に容認すれば、当該産業全般についてカルテルを容認する結果となることに注意すべきである。

雑貨の輸出振興のために、輸出体制および生産体制の一層の整備が必要であることは十分に首肯しうるところであるが、現行法制の最大限の活用（輸出入取引法の改正を含む。）によつてもなお足りないところが存するか否かは更に検討を要するところもあると考えられる。もし、現行法制をこえて更に強力な措置を講ずる場合には、上記にかんがみて、雑貨産業の今後の「脱皮」の可能性を損わないよう^な配慮が必要であろう。

なお、輸出体制ないし生産体制の整備とあわせて、雑貨の高級化の推進、雑貨ディーラーおよび雑貨メーカーの単一商品依存傾向の解消のためのより強力な措置が講じられることが望まれる。

通商産業省

らが将来拡大の必要のあること、また、受益者の負担力の小さいことも共に理解できることである。

しかしながら同様の問題は、陶磁器産匠センター等の同種機関においても存在している問題であり、国が自ら出資して財政的援助を行なうならば、ひとり雑貨センター（雑貨的中小企業の一部にすぎない。）のみに行なうことは適切でない。

従つて、雑貨センターの一般管理費捻出の方法は、別途の方法をとるか、或いはもし国の出資を求めるならば他の同種機関も公平に均等しうるような組織において解決を求めるべきである。

特にデザイン振興に関しては、業種別振興はもちろん今後もなお必要ではあるが、むしろ国が出資して行なう事業としては、不特定多数の一般消費者、企業等に対する教育啓蒙が喫緊事であり、また、ふさわしいものと云うべきであるので、これを實現する機関の創設を優先すべきである。業種別振興事業は、この構想の中の一つの問題として解決されるのが妥当である。

なお、特殊法人化については、当然輸出品デザイン法、輸出検査法の改正を伴うが、特に前者の改正については、従来の経緯から、農林省との間で問題があるので、改正を避けたい。

通商産業省

4 輸出組合または商工組合による調整金の賦課徴収についてはその目的が明らかでないが、もし輸出価格低落対策として行なうのであれば、意味をなさず、もし価格引上効果の実効を期待するならば却つて企業経営基礎を脅かすものと思われる。またその使途も不明である。

また、輸出組合の調整金徴収とは、何を目的とするのか。納入義務者が組合員に限るのか、それとも強制的にアウトサイダーからも徴収するのか、もし後者とすればどのような担保手段をとるのか不明である。

5 輸出業者または生産業者に対する登録制度の採用については、

(1) 生産業者の登録制に関し、軽機械振興法なみの実態があるかどうか（設備で抑えることができないのか）が問題である。また、輸出向貨物の製造設備を抑えることができるかどうか。

(2) 輸出業者の登録制に関しては、特にその実態からみて、雑貨に限り行なう理由に乏しく、これを行なうときは、輸出業者全般の立場から行なうことが至当と考える。

二 輸出雑貨センターの特殊法人化について

生産技術指導およびデザイン改善等の振興事業は、現在同センターの事業としてはウエイトの比較的小さいものであるが、これ

通 商 産 業 省

(2) 本法案の対象業種が雑貨の外、軽機械の一部や繊維二次製品にまで及ぶのであれば、現行取引法による協定の過半を占める繊維、雑貨等の業種が脱落することが当然考えられるので、取引法自体の存在価値が半減することとなるのみならず、その結果農林省関係物資が中心的な地位^{を獲得するに至る}は問題としなければならない。また、現行貿易為替管理の改変が近い将来^{予想}されれば現在においてこの種の業種別立法により農林関係物資のみにつき、同様の規制を行なり極めて強力な口実を与えることになる。

(3) このような業種別規制により、業種間にわたる統一性が失なわれること、運用がややもするとメーカーサイドに偏重して安易に流れるおそれがあること、従つて、通商の立場からするチェックを十分行ないえなくなる等の欠陥を潜在的に有することも無視できない。

(4) この輸出カルテルを団体法の特例規定として設けるときは、雑貨のみを対象にするのはおかしく、団体法改正のベースで考慮していく問題とするのが適当であろう。

3 自主調整についての輸出業者または生産業者に対する勧告については、現行諸法令の運用で十分その目的を達することができるものと思われる。

通商産業省

雑貨輸出振興法案に対する意見(案)

1966 年 3 月

通商局

一 輸出取引秩序の確立のための対策について

1 商工組合設立に関する不況要件の排除については、その必要性は認めるとしても、雑貨のみにこのような特別の取扱いを認めることが妥当かどうか疑問であり、もし改正を行なうとすれば、団体法自身の一般的改正のベースで処理することが妥当と思われる。

2 調整命令の発動要件の緩和については、もしその内容が雑貨の生産業者(販売業者)の輸出貨物の国内取引に関し数量、価格、品質等の遵守事項を命ずるものであるならば、次の点で問題があると考えられる。

(1) 本件は、雑貨のみならず、一般的に輸出取引秩序の確立という観点から現に必要とされているものであり、輸出入取引法改正案第29条の2(現行第5条の3のアウトサイダー規制)の規定と重複することとなる。取引法改正の原動力である種々の独禁法緩和の必要性が、このような業種別規制により著しく減殺されることになるのは、現在の情勢からみて時宜を得たものでないと思われる。

① 委員教

② 要證問事項

6.7

12. 罰則

附則

① 中小企業団体法に於て既に輸出雜貨商に組合の取扱

② 登録一統手続附

③ 現行(財団法人)日本輸出雜貨商會の取扱

- ① 特定要件の場合においてその命令
- ② 従前の機関の命令指定
- ③ 経理の区分
- ④ 調整令の使途範囲、限定と使用の際の認可

§ 3

7 登録

- ① 登録対象業種の命令指定
- ② 登録基準の命令指定
- ③ 登録・承継・合併・取消
- ④ 新規登録の停止

§ 4

8 輸出租賃工業の体質改善のための融資資金の確保

9 輸出租賃原材料の国際的価格に付安定供給

§ 5

10 日本輸出租賃エフエーの設立

- ① 目的
- ② 資本金
- ③ 業務の範囲

§ 6

11 租賃輸出振興審議会設置

に優れている業種については、知事または指定機関の検査は免除し、自主検査を行なわせることとする。

第7 容器製造業

容器製造事業は許可制とし、技術的能力があることを条件とし、容器製造上の基準を設ける。

第8 容器検査

容器検査は通商産業大臣および都道府県知事の外通商産業大臣の指定する機関においても行なえることとする。

第9 容器証明書制度

容器証明書制度は廃止し、容器検査に合格した場合は合格検印を刻印することとする。

第10 高圧設備製造業

カークーラ用冷凍機、移動用気密試験装置その他特定の高圧設備の製造業者は許可制とし、その製品は通商産業大臣の指定する機関による検査を受けるべきこととし、高圧設備製造基準を設ける。

雑貨輸出振興法要綱項目(調査)

1

1. 目的...

- ① 雑貨の輸出取引秩序の確立を図る。
- ② 輸出租貨事業の経営の安定とその発展の促進を図る。
- ③ 租貨の輸出管理の健全な実施を図る。
- ④ して国民経済の発展に寄与する。

2 定義

「輸出租貨」の政令指定

3

3 中小企業団体の特別

- ① 商工組合設立に關する不況要件の排除
- ② 調整命令を行なつたものの組合設立及び調整命令を行なつたものの取消の取消
- ③ 調整命令の発動要件を緩和すること

4 調整命令書の貨物の輸出禁止

- ① 調整命令適合の表示
- ② 適合表示貨物の輸出禁止

5 調整命令書の貨物の輸出の制限の調整上の制裁

6 輸出調整令

高压ガス取締法の一部を改正する法律案要綱

第1 保安義務

第一種製造者、第二種製造者、貯蔵所の所有者および液酸消費者は、法令の規定以外にも保安上必要な措置を講じなければならないこととする。

第2 導管敷設基準

導管を敷設して高压ガスを輸送しようとする者は許可制とし、技術上の基準を設ける。

第3 危害予防規程

第一種製造者は、危害予防規程を製造施設または方法の変更に応じ変更すべきこととする。

第4 保安教育

第一種製造者、第二種製造者、販売業者は、その従業員を通商産業大臣の指定する機関において一定期間保安教育を受けなければならないこととする。

ただし、従業員に対する保安教育計画を樹てて、都道府県知事の認可を受けた場合はこの限りでないものとする。

第5 保安責任者制度

作業〔取扱〕主任者の職務権限を明確にし、事業主が作業〔取扱〕主任者の保安上の指示に従うべきことを規定する。

第6 保安検査

高压ガス製造事業所の保安検査は、知事の外通商産業大臣の指定する機関においても行なえることとし、保安体制が特

液化石油ガスの保安に関する法律案要綱

- 第1 販売業者の許可
販売業者は許可制とし、許可要件としてガスの最少貯蔵能力等を設ける。
- 第2 許可を受けた旨の表示
許可を受けた販売業者は許可を受けた旨を店頭に表示しなければならないこととする。
- 第3 完成検査
販売業者は、都道府県知事の行なり完成検査を受けた後でなければ販売営業を開始できないこととする。
- 第4 保安責任者および消費者指導者
販売業者は保安責任者および消費者指導者を選任しなければならないこととする。
- 第5 危害予防規程、保安教育、保安検査
販売業者に対し、高圧ガス取締法と同様の規制を加えることとする。
- 第6 消費器具製造業者の届出
特定の消費器具（調整器）の製造業者は届出制とし、消費器具製造基準を設けることとする。

液化石油ガス取締法案要綱

第一 販売業者の許可

液化石油ガスの販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、都道府県知事は、次の各号に適合していると認めるときでなければ許可を与えてはならないこととする。

- 一 販売のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 販売の事業を適格に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 三 その他販売が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第二 許可を受けた旨の表示

販売業者の許可を受けた者（以下「販売業者」という。）は、店頭その他顧客の見易い場所にその旨を表示しなければならない。

第一節
は除く。

第三 危害予防規程の認可

販売業者は、危害予防規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこととする。

第四 保安教育

販売業者はその従業者に災害の発生防止に必要な教育を施さなければならないこととする。

第五 保安責任者の選任

販売業者は、販売所ごとに保安責任者を選任し、液化石油ガスの取扱に関する保安についての監督及び消費についての消費者の指導を行わなければならないこととする。

第六 調整器製造業の届出

調整器の製造の業を営もうとする者は、事業所ごとに、事業開始の二十日前までに製造のための設備及び製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

ない。

第七 調整器製造のための設備基準

調整器製造業者は、製造のための設備を通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第八 立入検査

通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の発生防止のため必要があるとき、その職員に販売業者、調整器製造業者の営業所、事業場等に入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができることとする。

秘

液化石油ガス取締法案

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、液化石油ガスの販売及び消費を規制することにより液化石油ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「液化石油ガス」とは、プロパン、プロピレン、ブタン、ブチレン又はこれらの混合物をいう。

(適用除外)

第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる液化石油ガスについては、適用しない。

- 一 内容積一デシリットル以下の容器に充てんされた液化石油ガス
- 二 その他災害の発生のおそれがない液化石油ガスであつて、政令

で定めるもの

第二章 事業

(販売事業の許可)

第四条 液化石油ガスの販売の事業を営もうとする者は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、高压ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けた者であつて、同項第一号に規定する者がその製造をした液化石油ガスをその事業所において販売する場合は、この限りでない。

(許可の欠格事由)

第五条 (高压ガス取締法第七条参照)

(許可の基準)

第六条 都道府県知事は、第四条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号に適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

一 販売のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 販売の事業を適格に遂行するに足りる技術的能力があること。

三 その他販売が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(許可表示)

第七条 第四条の許可を受けた者（以下「販売業者」という。）は、店頭その他顧客の見易い場所にその旨を表示しなければならない。
2 何人も前項に規定する場合の外前項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(許可の取消)

第八条 (高压ガス取締法第九条参照)

(承継)

第九条 (高压ガス取締法第十条参照)

(販売のための設備)

第十条 販売業者は、販売のための設備を第六条第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 都道府県知事は、販売業者の販売のための設備が第六条第一号の技術上の基準に適合していると認めるときは、その技術上の基準に適合するよう販売のための設備を修理又は改造すべきことを命ずることができる。

第三章 保安

(危害予防規程)

第十一条 (高圧ガス取締法第二十六条参照)

(保安教育)

第十二条 (高圧ガス取締法第二十七条参照)

(保安責任者の選任)

第十三条 販売業者は、販売所ごとに通商産業省令で定めるところに

より保安責任者を選任し、次条に規定する保安責任者の職務を行なわせなければならない。

2 販売業者は、前項の規定により保安責任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(保安責任者の職務)

第十四条 保安責任者は、液化石油ガスの取扱に係る保安及び消費者の指導に関し通商産業省令で定める職務を行なう。

2 保安責任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

3 液化石油ガスを取り扱う者は、保安責任者が第一項の職務の執行に関し保安上必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(保安責任者の解任命令)

第十五条 (高圧ガス取締法第三十四条参照)

(許可の取消)

第十六条 都道府県知事は、販売業者が次の各号の一に該当するときは、第四条の許可を取り消し、又は期間を定めてその販売の停止を命ずることができる。

一 第七条の規定に違反したとき。
二 第十条第一項の規定に違反し、災害を発生させ、又は公共の安全を害したとき。

三 第十条第二項、第十一条第三項又は第十四条の命令に違反したとき。

四 第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に違反したとき。

第四章 調整器

(製造業の届出)

第十七条 調整器の製造の業を営もうとする者(以下「製造業者」という。)は事業所ごとに、事業開始の日の二十日前までに、製造のための設備及び製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を通商

産業大臣に届け出なければならぬ。

(製造のための設備及び製造の方法)

第十八条 製造業者は、製造のための設備を通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならぬ。

2 製造業者は、通商産業省令で定める技術上の基準に従って調整器の製造をしなければならない。

3 通商産業大臣は、製造業者の製造のための設備又は製造の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するよう製造のための設備を修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従って調整器の製造をすべきことを命ずることができる。

(製造のための設備等の変更)

第十九条 (高圧ガス取締法第四十二条参照)

(製造停止命令)

第二十條 通商産業大臣は、鑛産業者が第十八條第三項の命令に違反したときは、期間を定めてその鑛産の停止を命ずることができる。

第五章 雜 則

第六章 罰 則

通商産業省

硫安工業の再建策について

昭36 5 17
化学肥料部

現行肥料二法の下において、両法の運用が必要者の利益の確保を主眼として行なわれてきたため、硫安生産業者の経営は逐年悪化し、硫安工業の実情はもはや現状のままに放置することを許されぬ事態に立ち至っている。

このため、当省は昨年来関係各省と連絡をとりつつ硫安工業の再建に関する基本対策の樹立を急ぎ、一部その実現をみるに至っているが（輸出累積赤字の損金算入）、今後において下記の2点を骨子とする基本対策の早期確立を図るべく努力中である。

1 過去の硫安輸出実損7.2億円の財政補填

（別紙「硫安工業の累積赤字対策（案）」参照）

2 硫安の決定方式の改善

35年 51トン → 38年 41トン

価格据置の割合 合理化利益 84億円

大匡商社等

値下げ 1/2 × 合理化利益

農.肥料問題懇談会

3回終了

金新に1億円の交付

という議論

7月始めに経海生に

通商産業省

2 化学工業振興対策の検討

36.5.17
軽工業課

わが国の化学工業は、現在、石油化学化による構造変動が行なわれつつあり、他方貿易自由化による外国化学工業との競争が激化しつつある状況にある。かかる状況に対処するため、5月末から懸案の化学工業の基本問題に関する懇談を行ない、広く、化学工業関係の識見者と意見を交換しつつ、下記により所得倍増計画に基づく化学工業の長期見透しを策定するとともにその達成に必要な振興対策の検討を行なう。

記

1. 検討期間

5月末から開始し、一応9月末終了を目途とする。

2. 検討事項

- (1) 各種ガス源の綜合利用問題
- (2) 各種生産方式の比較検討および新日生産方式の競合問題
- (3) 適正生産規模および生産分野に関する問題
- (4) 外国技術導入に関する諸問題
- (5) 工業立地、コンビナート方式、外国資本、国産技術振興等の問題

のではないか、またその時期、検査機関及び検査方法のあり方等について。

(3) 作業及び取扱主任者の資格認定の方法

現在の国家試験制度を持続する必要があるかどうか、民間機関の認定制度でもよいのではないか。

(4) プロパン取締りと他の法令との関係

プロパンは全く特殊な分野で、末端は零細多数の業者によつて取扱われ、需要者は各家庭であるから、この取締方法は当分の間細かな監督指導を要するが、消防法との関係も調整を要し、また一面、小都市や国産において独占的専業になる傾向もあるのでガス事業法との調整も必要である。

(尚これに関連し、省内のプロパンガス行政の一元化の問題も検討しなければならない。)

(5) その他

その他高压ガスの範囲、移動、詰替、消費の段階の取締方法、事業の許認可制度や省内の問題として通産局の能力活用の問題等について

(6) 火薬工業の合理化

火薬類による災害事故を防止するため、改正後の火薬類取締法令の適切な運用を図ることは勿論であるが、自由化に備え火薬工業の合理化を一層促進させる必要がある。

(1) 規格統一の推進

(1) 鉱山業者、製岩機メーカー、火薬メーカーの三者の話し合いにより規格統一を推進するための協議会を設置させる。

(2) 火薬類取締法令の面から規格統一を強制することができるかどうか検討する。

(2) 火薬類取締法令の規定が、必要以上に合理化を妨げている点がないかどうかの検討。

(5) 諸外国の実情調査

別表 4

貸付元本および貸付期間別金利メリット試算

貸付元本	貸付期間	金利メリット
30 億円	14	70 億円
45 "	11	71 "
60 "	9	70 "

(注) 金利メリットは利率を9%として計算した。

5. 保安対策の推進

(1) 高圧ガス取締法令の改正

現行法令は施行以来満10年を経過したが、その間石油化学を始め高圧、超高圧化学工業が著しい発展をみせ、また当時予想もされなかつたプロパンガスが急激に増加する等の事情により、現行法令の規定は種々現状にそぐわない点も生じてきたので、特に次の諸項目に重点をおいて改正の検討を行なうこととする。

大 1500
小 20,000
90 2,000

(2) 自主保安態勢の強化

(イ) 現在保安の基準は細かく法令で定め、府県が保安検査を行なっているが、今後のあり方としては、先ず自主保安意識を高めることが肝要であり、特に大規模化学工業においては、自主的保安基準を定め、自主的定期保安検査を行なわせる。

(ロ) 工場従業員の保安教育を徹底的に行なわせるとともに、工場内の保安責任体制を明確にする。

(ハ) 自主保安措置に民間の保険制度を活用できないか。

(外国の例)

(イ) 高圧ガスに関する内外の調査や保安教育、保安技術の研究、保安検査等の面で指導的役割を担うべき民間機関の整備を必要とする。

大 2500

(2) 高圧ガス容器の検査制度

小 2000,000

現在国及び府県で行なっている定期検査の制度を民間の自主検査か、組織ある民間検査機関の検査に移してもいい

別表 2

年度別金利負担軽減利子補給額

年度別	過去の借入分	今後の合理化資金分	合 計
36	85.6 百万円	22.4 百万円	1,080 百万円
37	6.28	5.87	1,215
38	3.88	6.89	1,077
39	2.62	6.11	873
40	1.31	5.34	665
41		4.55	455
42		3.80	380
43		3.03	303
44		2.26	226
45		1.70	170
46		70	70
47		16	16
合 計	2,265	4,264	6,529

別表 3

赤字融資の場合金利軽減額概算

昭和29肥料年度～昭和34肥料年度輸出実損	7.2 億円
昭和35 " ～昭和38 "	7.1 "
合 計	14.3 "
平均借入残高	71.5 "
借入期間	1.1 年
金利軽減率	3.5 %
軽減金利額	27.5 億円

(注) 借入条件は利率 5.5 % (市中借入を 9 % とすると軽減率は 3.5 %)

据置条件 1 年

借入期間、償還条件 10 年等額償還

別表 1

市中借入金の開銀肩替りによる金利軽減額

(1) 既借入分

返済期限別	借入残高 百万円	軽減率	平均借入 期 間	軽減金利額 百万円
1年以内	9,265	2.5	0.5年	115
2 以上	9,065	2.5	1.5	340
3 "	10,098	2.5	2.5	630
4 "	10,479	2.5	4.5	1,180
合 計	38,907			2,265

(2) 今後の借入分

36年度～38年度要借入額	30,874万円
平均借入残高(10年等額償還)	15,437
借入期間	11年
金利軽減率	2.5%
軽減金利額	4,264

(3) 総計軽減金利額

6,529

(注) 今後の借入分の借入条件は利率6.5%(市中借を9%とすると軽減率は2.5%)、据置条件1年、借入期間、償還条件10年等額償還

7.5.2 (2) 免 税

各社の実損額に達するまで将来法人税の徴収を免除する。

(3) 市中借入金の開銀肩替り

市銀から借入れたまたは今後借入れを要する合理化資金を全額開銀に肩替りする。この案により硫安生産業者の受ける利益を試算してみると約65億円となる。

配当の膨大化

(別表1参照)。

(4) 利 子 補 給

前項の合理化資金を市中銀行から借入れるものとして

その推定金利差(2分5厘)約65億円を国庫から市

配当制限
7.5.2 (3) (4) (5)

中銀行に補給する(別表2参照)。

(5) 赤 字 融 資

過去の実損(72億円)と今後発生すると推定される

39年2月まで

累計実損(71億円)に対し財政資金から融資を受け、

こげ付赤字を流動化する。この案により硫安生産業者の受ける利益は約28億円(別表3参照)。

(6) 輸出会社に対する財政資金の無利子貸付

硫安輸出会社に対して一般会計から財政資金(例えば30億円)を長期に無利子で貸付け、その節減された支払利子で過去の実損失72億円を補填させる。

(別表4参照)。

政府および与党の一致した了解事項として確認しておくものとする。

第1 累積赤字の実態

1. 硫安生産業者の硫安輸出会社に対する売掛金残額135億円(国内^④と輸出価格との差額の29肥以降36年3月31日までの累積額;第5図参照)
2. 硫安生産業者の実損額72億円(輸出コストと輸出価格の差額の29肥以降34肥末までの累積額;第5図参照)

第2 通商産業省の要望と実現された対策

1. 第1の1の輸出会社に対する硫安生産業者の売掛金残高135億円を29肥にさかのぼつて税法上の損金として認めること(戻税)。
2. 第1の2の硫安生産業者の実損額72億円を政府が補填すること。

以上の通商産業省の要望に対し、実現された対策は、1につき、租税特別措置法の改正により、36年3月31日現在の売掛金残高135億円の損金算入を認め、この損金につき10年の繰越しを認めたことであり(これによる国税、地方税の還付額は累計約65億円と推定)、2の硫安生産業者の実損額72億円の補填については、現在までの段階では成案を得ていない。

第3. 72億円の实損補填のための具体案

以上述べたように今回の税法上の特別措置によつては、72億円の实損は補填されないので、当省としては、その具体化を強く要望する。この解決策を考えると次のような数案があるが、そのいずれか、またはそれらの併用により至急具体案を決定する必要がある。

(1) 価格差補給金

一般会計から価格差補給金を支出する。

75411



硫安工業の累積赤字対策（案）

昭36. 4. 15

通 産 省

肥料二法に基づく公定価格制度が硫安生産業者に対して過酷であつたため、現に巨額の損失額が累積され、政府の責任問題として放置することを許さなくなつている。通商産業省は関係省の協力を求めその対策に腐心して来たが、36年度予算の編成に当り関係大臣間において「過去の損失は補填する。」との申合せが行なわれたまま現在までのところ過納税の戻税について「租税特別措置の一部を改正する法律案」が提案されたに止まり、昭和34肥料年度までに累積された72億円の輸出実損失については何らの措置も決定していない。しかしながらこの輸出実損失の補填を講ずることなく、硫安工業の基本対策を樹立することは不可能であるので、早急に輸出実損失の補填策を講ずる必要がある。なお、過去の経緯にかんがみ、その大綱は

外国為替及び外国貿易管理法第48条および輸出貿易管理令第1条に基づく要承認品目

品目名	地域	指定年月日	34年年前 輸出実績 (単位千ドル)	内容	備考
金屋洋食器	全地域	昭和33年3月	14.001	数量	アメリカにおける年間575万ダースの制限に適合するため年間550万ダースに制限している。 生産業者の協定(中小企業団体法ノ8条)
食卓用陶磁器	共産圏の一部を除く地域	27年9月	46.748	価格 数量	生産業者の協定(中小企業団体法ノ8条)

対象品目名	地域	施行月	34年々間 輸出金額 (千ドル)	内 容	備 考
ガラス製化粧品用具	全 地 域	34年1月		意匠 実用新案	本邦業者間の意匠模倣防止のため。
洋 傘 骨	北 米	33年2月 36年4月	833	数 量	北米向け輸出数量を制限するため。
磁器製食器	全 地 域	32年1月	2,836	価 格	主として中南米、東南アジア向け安売り防止のため
人 造 真 珠	全 地 域	35年4月	4,502	意 匠	本邦業者間の意匠模倣防止のため。
くすりなしモガ イフタイル	アメリカカナダ	36年1月 6月30日迄		価 格	メーカー協定は 数量制限のみ メーカー直輸多いため。 商社規則。
グローブ、ミット	アメリカ	36年4月		数 量	
レイニコート	アメリカカナダ	36年4月		数 量	

輸出入取引法第11条第2項に基づく輸出組合員の遵守すべき事項（ただし、輸出入取引法第28条第2項の命令が発動されているものを除く。）

対象品目名	地域	施行月	34年年間 輸出金額 (千ドル)	内 容	備 考
金属製洋食品	{ 北米、カナダ 全地域	34年9月	10,177	北米、カナダの み価格 全地域取引条件 (売先届出)	輸出貿易管理令により、北米カナダ向け数量、価格を規制 している。
ロザリー	全地域	32年11月	371	意匠	本邦業者間の意匠模倣防止のため
テイクウェア	北米、カナ ダ、メキシ コ、パナマ	30年5月	11,196	価格、数量	輸出貿易管理令により、数量、価格を規制している。
陶磁器製食器	東南アジア	32年11月	8,061 (45,777)	価格、包装	安売り防止のため、一箱当りの積込数量の制限を行なっ ている。
陶磁器製食器、置物	{ 英 国 全地域	31年11月	66,472	英国のみ価格 全地域意匠裏印	英国向け安売り防止と、本邦業者間の意匠模倣防止のため
細足コップ	全地域	34年1月	3,169	意匠、実用新案	本邦業者間の意匠模倣防止のため。
石油洋燈	全地域	34年9月	4,497	意匠、実用新案	全 上
照明用表飾ガラス	全地域	34年1月	95	意匠、実用新案	全 上

輸出入取引法第28条第2項の規定による命令

対象品目名	地域	施行日	34年々間 輸出金額 (千ドル)	内 容	備 考
スポンジぞうり	アメリカ	35年6月	アメリカ向け 11,455	数量	輸出入取引法5条の3の生産業者の協定がある。アメリカにおける輸入制限の回避のため、11条の2,36.4→37.3,31
ゴム底靴 総ゴム靴	カナダ	35年6月	カナダ向け (622) 2,151 (1954) 2,342	数量	カナダにおける輸入制限運動に対処するため5条の3の生産業者の協定。
ゴム引布	香港、マカオ	32年11月	16,079	価格、数量	価格の暴落、品質低下を防止するため数量と共に規制した。
シガレットライター	全地域	33年1月	14,174	意匠	意匠の盗用を防止し、輸出秩序の確立をはかる。 中小企業団体系56条の規制命令
洋がさ	北アメリカ	34年10月	4,809	数量	アメリカにおける輸入制限の回避 中小企業団体系56条の規制命令
竹すだれ	全地域	35年6月	3,486	数量	輸出秩序の確立 中小企業団体系56条の規制命令

輸出入取引法第5条の3に基づく生産業者の国内取引に関する協定

業 種	協定者数	34年々 向生産高 輸出高	協定開始 年 月	有効期限 年 月 日	協 定 内 容	他の規定による規制等	向 題 点
ゴム底靴および 総ゴム靴(カナ ダ向け)	14	輸出 52億円 カナダ向け 9億円	35. 5	36. 12. 31	出荷数量	輸出入取引法28条2 項の命令 35年6月より	カナダの輸入制限運動 の激化により自主規制 にふみきった。
スポーツミゼウリ	28	輸出 57億円	34. 12	36. 12. 31	価格、数量 窓口一本化	輸出入取引法28条2 項の命令 35年6月より	非協定者の活動により 実効性はあがっていな い。輸出業者と11条の 4項に基づく団体協約 がある。
ワイングラス	13		34. 4	35. 12. 31	価格	11条2項協定あり	アメリカにおける景品 用として伸びており好 調
くすりなしモサ イクタイル	39		36. 1	36. 6. 30	数量	28条2項規制なし	

中小企業団体の組織に関する法律に基づく工業組合の活動状況（全国組合のみ、現制命令対象業種を除く。）

業 種 名	設立年月日	業者数 () 内に 非組合員数	34年 年向出荷額 (単位 億円)	調整規程 有効期限	調 整 内 容	備 考
金属洋食器	32. 7. 15	220 (31)	50	36. 8. 31	生産品種、出荷数量、 生産数量	業者間の利害調節に難行している。貿易令、お よび輸出業者の協定がある。
金属時計バンド	34. 5. 29	52. (17)	18	36. 9. 30	出荷数量	
花	34. 6. 12	12. (12)	25			輸出業者の協定がある。
硬質陶磁器製食器	34. 10. 6	10	11	37. 4. 30	出荷数量、生産設備 販売価格	輸出向けのみ、調整活動は活発 輸出業者の協定がある。
軽微性炭酸カルシウム	34. 12. 4	27. (5)	11	36. 9. 30	種類、出荷数量 出荷方法（業者表示）	調整事業は軌道にのりつゝある。
陶磁器連合会	35. 5. 12	6				貿易令、輸出業者の協定がある。
めがね類	35. 8. 22	188 (88)	13			現在調整事業を検討中
ゴム引布	30. 3. 7	} 現在は	活動して	いなり。		輸出業者の協定がある。
人造真珠	33. 3. 10					輸出業者の協定がある。
硝子光球	34. 3. 26					輸出業者の協定がある。

対象業種	業者数	34年々 向出荷額 (単位:億円)	規制開始 年 月 年 月	有効期限 年 月 日	規制内容	他の法律等に基づく行熟	向 題 点
羊毛さ層	168		35. 10	36. 2. 31	出荷数量制限	輸出貿易管理令ノ条 (オーストラリア) 向 け	57条による命令(厘 合会)

中小企業団体の組織に関する法律第56条の規定に基づく調整規則

対象業種	業者数	34年年 向出荷額 (単位億円)	規制開始 年 月 年 月	有効期限 年 月 日	規制内容	他の法律等に基づく行爲	向 題 点
輸出向け竹すだれ	220	13	34. 1	36. 12. 31	出荷数量制限	輸出入取引法28条2 項の命令	1. 企業の零細性
輸出向け眼鏡ケース	50	5	33. 12	36. 11. 30	出荷数量制限 出荷方法制限 (一手販売)	35年6月より 輸出貿易管理令1条 別表1の53	1. 双眼鏡本体の下請 的性格が強い。 2. 一手販売は順調
輸出向けシガレットライター	78	50	34. 1	36. 12. 31	出荷数量制限 出荷方法制限 (生産者表示)	輸出入取引法11条2 項の輸出組合の自主調 整	1. アメリカにおける 広告用の需要の変動 が大きい。 2. 種類別に調整する ことの可否。
輸出向け洋がさ	25	18	34. 11	36. 10. 31	出荷数量制限	輸出入取引法28条2 項の命令 34年10月より(北 米向け)	1. アメリカのみでな くオーストラリアに も輸入制限が波及し てきた。

輸出雑貨に関する中小企業団体の組織に関する法律、
輸出入取引法および輸出貿易管理令の運用概況

昭和36年5月18日

軽 工 業 局

輸出法律

輸出

そ

の

他

日本洋傘骨工業組合連合会
(2)

日本洋傘骨工業協同組合
(41)

日本洋傘骨商工業協同組合
(121)

日本燐寸工業組合
(96)

日本燐寸協同組合
()

関東信越冷蔵庫事業協同組合
()

奈良県豚毛輸出協同組合
(14)

日本豚毛協同組合
(55)

東京豚毛協同組合
(13)

東京刷子工業協同組合
(131)

大阪ブラシ工業協同組合
(45)

日本輸出造花工業組合
(51)

教 育 文 化 用 品	東京輸出玩具工業協同組合 (180)	日本文具検査協会(財) 検査用品 文具	日本輸出雑貨センター(財) 認定品目 万年筆
	東京万年筆事業協同組合 (161)		
	大阪万年筆輸出協同組合 (21)		
	東京絵具工業協同組合 (31)		
	日本専門家用画布絵具工業協同組合 (11)		
	日本ペン先工業協同組合 (67)		
	東京シャープペンシル工業協同組合 (25)		
	日本鉛筆工業協同組合 (67)		
	東京インキ工業組合 (11)		
全日本ラケット工業組合 (53)	日本輸出雑貨センター 検査品目 バドミントンラケット		
そ の 他	日本洋傘骨工業組合 (89)		
	東日本洋傘骨工業組合 (68)		

合成樹脂製品		関東セルロイドプラスチック製品工業協同組合 (246) 関西セルロイド工業協同組合 (127)	日本輸出プラスチック検査協会(財) 検査品目 プラスチック製品 空気入ビニール玩具	
身辺細貨	日本人造真珠硝子細貨輸出組合 (58)	日本人造真珠硝子細貨工業協同組合 (120) 日本輸出硝子光球工業組合 (61) 全国輸出貝釦工業協同組合 (311) 広島縫針工業協同組合 () 日本こはせ工業組合 ()	日本人造真珠硝子細貨検査協会(財) 検査品目 人造真珠 硝子細貨 日本輸出雑貨センター(財) 検査品目 ロザリー	日本輸出雑貨センター(財) 認証品目 人造真珠 ロザリー
教育文化用品		東京輸出布帛玩具工業協同組合 (38) 東京輸出金属玩具工業協同組合連合会 (281) 東京輸出玩具問屋協同組合 (26) 東京玩具人形問屋協同組合 (215)	日本金属玩具検査協会(財) 検査品目 金属玩具	日本輸出雑貨センター(財) 認定品目 空気入ビニール玩具

皮 製 品		日本ぬめ革工業組合 (232) 東京鞆工業組合 (279) 東京輸出鞆工業協同組合 (55) 名古屋輸出鞆工業協同組合 (27) 大阪輸出包裏工業協同組合 (24) 兵庫県包裏杞柳輸出協同組合 (47) 東京袋物商工協同組合 (238) ○日本輸出双眼鏡ケース工業組合 (37)		
木 竹 製 品		日本漆器協同組合連合会 () 日本輸出家具工業協同組合 (40) 全日本竹製品輸出振興協同組合 (5,000) ○日本輸出竹簾工業組合 (205)	日本輸出雑貨センター(財) 検査品目 木製品 漆器 つり竿 竹すだれ	日本輸出雑貨センター(財) 認定品目 家具

金 属 製 品	日本燃焼器具協同組合 (37)	日本燃焼器具検査協会(財)	
	日本安全剃刀工業協同組合 (15)	検査品目 各種燃焼器具類	
	東京石油燃焼器具協同組合 (14)		
	東日本生活金物協同組合 (66)	日本輸出雑貨センター(財)	
	東京利器工匠具協同組合 (67)	検査品目 ポケットナイフ アルミニウム板製品 つり針	
	東京金属工芸品工業協同組合 (153)		
	東日本王冠コルク工業協同組合 (14)		
	西日本 " " " (25)		
	関特殊刃物工業協同組合 ()		
三木工匠具協同組合 ()			
皮 革 及 び	豚革協同組合 (30)	日本輸出雑貨センター(財)	
	全国皮革工業組合 (27)	検査品目 双眼鏡ケース	

窯業組合		日本硝子製品工業会 () 日本自動製壺協会 (11) 全国魔法瓶協同組合 (50) 日本珪瑯工業連合会 (91) ◦ 日本輸出珪瑯鉄器工業組合 (25)		
金属製品		◦ 日本輸出金属洋食器工業組合 (180) 洋食器工業協同組合 (58) 東京喫煙具工業協同組合 (82) 日本シガレットライター工業組合 (82) 東京都喫煙具商業協同組合 (53) 輸出アンチモニー工業協同組合 (89) ◦ 日本輸出金属時計バンド工業組合 (40)	日本輸出金属洋食器検査協会 (財) 検査品目 金属洋食器 喫煙具検査協会 (財) 検査品目 喫煙具 日本輸出アンチモニー製品金属バンド検査協会 (財) 検査品目 アンチモニー製品 金属バンド	日本輸出雑貨センター (財) 認証品目 喫煙具

輸出雑貨工業関係団体一覽

区分	輸 出 組 合	商 工 組 合 等	検 査 機 関	意 匠 認 定 機 関
窯 業 製 品	日本陶磁器輸出組合 (組合員269)	愛知県陶磁器工業組合 (625)	日本陶磁器検査協会(財)	財団法人 日本陶磁器意匠センター
	日本硝子製品輸出組合 (129)	岐阜県 “ “ (1283)	検査品目 陶磁器	・ 認証品目 陶磁器
	日本雑貨輸出組合 (746)	名古屋 “ “ (134)		
		瀬戸輸出陶磁器完成工業組合 (160)		
		岐阜県 “ “ “ ()	日本硝子製品検査協会(財)	
		○日本硬質陶器工業組合 (11)	検査品目 硝子製品	財団法人 日本輸出雑貨センター
		○日本陶磁器工業組合連合会 ()	日本眼鏡普及光学器検査協会(財)	認定(証)品目 硝子製品
		全国魔法瓶協同組合 (50)	検査品目 魔法瓶	(洋燈, 細足グラス, 照明器具)
		東部眼鏡普及光学商工協同組合 ()	日本輸出雑貨センター	
		○日本輸出眼鏡類工業組合 ()	検査品目 瑠璃鉄器	
	日本陶業連盟 (10)			

輸 出 実 績

(単位 100万ドル、()内は対前年伸び率)

年 別	総輸出	雑貨品	化学品	機械類(含船舶)
31年	2,500	288	106	483
32年	2,858 (14%)	328 (14%)	126 (19%)	629 (30%)
33年	2,876 (1%)	353 (7%)	139 (11%)	627 (-)
34年	3,456 (20%)	500 (42%)	168 (21%)	809 (29%)
35年	4,054 (17%)	600 (20%)	167 (-0.6%)	928 (15%)
31年	100	11.5%	4.2%	19.3%
32年	100	11.5%	4.4%	22.0%
33年	100	12.3%	4.9%	21.8%
34年	100	14.5%	4.9%	23.4%
35年	100	14.8%	4.1%	22.9%

主要雑貨の輸出推移 (単位 1,000ドル)

	31年	32年	33年	34年	35年
食卓用陶磁器	24,855	40,269	38,497	46,478	52,828
金属玩具	24,384	33,169	32,430	36,927	40,737
プラスチック製品	729	2,744	3,070	5,925	33,223
ゴムはきもの	1,567	6,287	12,833	23,416	28,248
金属製食卓用品	7,386	11,875	11,037	14,001	18,728
喫煙具	6,995	10,178	8,750	14,147	14,803
陶磁器製置物	7,463	10,787	9,823	12,166	14,786
陶磁器製タイル	2,559	4,899	7,037	10,732	14,494
釣用具	1,100	3,437	4,486	8,034	12,357
ゴム引布	556	3,888	7,558	16,079	12,195
運動用具	1,834	3,536	4,815	10,141	12,027
陶磁器製玩具	7,258	9,378	8,427	9,140	11,630
造花	5,849	8,693	7,754	9,147	8,913
プラスチック製玩具	796	1,246	2,688	6,553	7,882
布製玩具	1,314	2,029	2,797	5,616	7,704
洋がさ	2,946	5,066	5,905	6,954	7,502
クリスマス製品	2,856	3,692	3,805	5,054	7,012
人造真珠	2,226	2,756	3,849	4,508	5,728
その他	185,923	164,712	177,246	255,125	289,778
合計 (A)	288,596	328,643	352,807	500,143	600,575
総輸出額 (B)	2,500,636	2,858,018	2,876,560	3,456,472	4,054,537
比率 A/B%	11.5	11.5	12.3	14.5	14.8

法体系

1. 団体法に取引法の延長を施す。(理念上)
2. 第三法を伴うことは、亦、法上の Grenz 亦、内部の肉保を要す。(日用品保護を同感)

3.

不況要件

1. 全行貸付の減少を以て、強行の必要あり

輸出実績 (単位 1,000 KL)

		(単位 100万 KL)		
		33年	34年	35年
年別	総輸出	38,497	46,478	52,828
	箱	32,430	36,927	40,737
31年	2,500	3,070	5,925	33,223
32年	2,858 (14%)	12,833	23,416	28,248
		11,037	14,001	18,728
33年	2,876 (1%)	8,750	14,147	14,803
		9,823	12,166	14,786
34年	3,456 (20%)	7,037	10,732	14,494
		4,486	8,034	12,357
35年	4,054 (17%)	7,558	16,079	12,195
		4,815	10,141	12,027
-		8,427	9,140	11,630
		7,754	9,147	8,913
31年	100	2,688	6,553	7,882
		2,797	5,616	7,904
32年	100	5,905	6,954	7,502
		3,805	5,054	7,012
33年	100	3,849	4,508	5,728
		177,246	255,125	289,778
34年	100	352,807	500,143	600,575
		2,876,560	3,456,492	4,054,537
35年	100	12.3	14.5	14.8

④ 労務問題

- ・従業員確保対策を最重点にしてほしい。(十ヶ名百屋、柳東京)

(5) 雑貨センター特殊法人化について

- ・問題がある意匠関係、検査を切り離すべきである。(商社東京)

- ・シトロのように官僚化してもいいと思う。(商社東京)

- 。金融資金の量を十分に回倒みてほしい。資金面の助成が広く薄く。重点化をはかってほしい。(商社、ナカー)
- 。在留金融について需給調整資金を考慮してほしい。(商社大阪)
- 。資金融通の条件が難かしい。金融手続を簡易化してほしい。(ナカー大阪)
- 。信用保証協会の運営を徹底して形をかてほしい。(ナカー名古屋)
- 。中小商社の支店設置について配慮してほしい。(ナカー大阪)

② 税制問題

- 。輸出のストックについて課税上の評価を考慮してもらいたい。(ナカー団体名古屋陶磁器)
- 。所得控除を、中小ナカーが利用できるように簡易手続を考慮してほしい。(ナカー名古屋)

③ 原材料問題

- 。原材料の訂造生産を回してほしい。(ナカー大阪竹製品)
- 。木材原料の輸出向優先払下を望む。(ナカー団体名古屋)

3 業界側の意見について

(1) 自主調整の政府の勸告について

・統制という名目でなく、業界の意見を充分聞いて運用してもらいたい。(商社大阪, 商社東京)

(2) 違反貨物の輸出禁止について

・この実行を回すため、煩わしい手続等、一般に迷惑をかけるようなりて欲しい。(商社大阪)

(3) 登録制について

・安易なものならなくても意味がある。中小商社に思惑になるような形態、例えば、大商社の進出制限となるようなやり方を望む。(商社名古屋)

・登録制を採用してほしい。特定商品についての登録等、部分登録でいい方がよい。(商社大阪)

・登録制には問題が多いから慎重にしてほしい。(商社団体大阪)

(4) 助成策について

① 金融問題

措置にも十分な効果と期待できると、我々商社とメーカーとの利害

関係から両者に対し措置を考慮しておく必要があるとの事情からこの際

商社の登録制にかつても是非踏み切りたいと考えている。

(5)については輸出雑貨セクターの過去の経緯も検討し出すには形態で

ないとは認めざるが、既に1億円以上の補助金も出ている雑貨業界に対し

政府が輸出振興事業を行おうとする必要性のあるとは十分認めらるべきであるから

これを特殊法人として安定的な運営にしておくたい。予ザイン振興の模範に

しても輸出予ザインこそ重要な問題とすべきものであり、雑貨にとって

予ザインはその商売価値を決定する要素となる問題である以上、一般的に

認められた形で模範の創設を図るより輸出雑貨の問題としてまた

一環の一環として予ザインについての貿易振興事業を行なわせる

べきではないかと考へる。

以上の見解に対し 概工側としては

(1) については 国体法が通用であるにもかかわらず 改正取引法 29年の2の意味があるため内容的に重複するものでは無い。

(2) については 高社の協定等については 完全に移っているが特に 価格の半減すじは思えない。また 取引法を一般法とし 其の上に 特例的規定を設けるから 輸出取引に 同社 通商局。総合的立場は従来のように 特別 森林物資を 出す口実とするとしても思えない。

(3) 非常に 取り扱い難いのが 雑貨業界の特色であり。そのための効果を相って 法律上の報告としたしめてある。また 従来の運用を見て 業界は 組織化を行おうために 通商局の現行法令による協力は 十分に行われていない。法律上の報告を行ない 通商、原局ともに 当該問題について 一致して 積極的に働きかけることを 対外的に示すことが必要であるため このような規定を置いたこととしたのである。

(4) については 通商局の意向は 了解できるが 輸出雑貨の問題は 高社とメーカーを切り離して 別個に考へることはできない。従って 二の 際 登録制の問題を 通商局において 採り上げて もらうのがよいと考へるが 通商局としては その意向は 見えていない。従って 輸出雑貨については メーカーだけ

乙 通商局の見解について

(1) 取引法改正案 29条の2の規定と重複するものがあるが同法
対策上遠慮していい。

(2) 現行取引法の存在価値が半減するのだから、資本関係の投資を
はすす口実と見る恐れがある。

○ 勸告については現行法令の運用でその目的を達するつもりである。

(4) 輸出業者の登録制に関しては、輸出業者全般の立場から行なうことが
至当であり本案よりはずしていい。メーカーについては軽機械振興法
程度のものなら差支えない。

(5) 現在雑貨センターは貿易振興事業。比重は小さく投資意匠
等同種の別機関が存在している。従って雑貨センターのみ特殊法人に
する必要はない。特にデザイン振興については国が投資するのであれば
^(一般消費者)
不特定多数の企業等を対象とする機関の創設を優先すべきである。

大層以上の如きものであるが、結局商社側に関連するものについては

本案に全面的にはおして欲しいということ。雑貨センターについては

デザインについての特殊法人を考えているのでその機会をさける意味において

反対しない。一案に集約できるもの如くである。

とが改正して行くかについては研究中有るので 軽工企業個別に
さらに具体化したところ 両者の困難を同じいといつたが初見である。

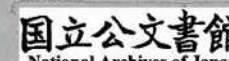
○以上の見解に対しては 軽工側の見解としては 以下の如きものである。

(1) 現行団体法の目的を積極的な不況に対処するための共同行為とみな
狭く解すれば、その問題は生ずる。法の目的は二重構造を解決し中小企業の
地位の向上を図るため、その過当競争を克服しはたすことにあるはずである。
輸出に大きく依存する中小企業については、特殊性を認め、その特別を
認めることは特に困難であると思ふ。

(2) については、輸出入の難賃だけの問題とはいえないが、輸出面に於ける中小
企業問題の一端は現れているが、難賃である。これを取上げようとするが
ない。この難賃は軽工所管のみでなく、他局のものを含める必要もある。

○で輸出入の中小企業を対価とする法律として企業法に於ける取上げが
あれば、それに吸収されることはある。

(3) については、現行団体法に於ける不況要件の解決に差支なく
運用していることである。その二元的運用による結果問題の
面を計るとは、輸出に大きく依存する中小企業の特殊性を重視する
ことにもなると思ふ。



雑貨輸出振興法に關する関係者の見解

軽工業局

36.7.10

上記の件について通商局及び中小企業庁と話し合ったところでは、概要は

以下のとおりである。

業界の意見については、去る(月)22、26、28日にわたり東京、名古屋、大阪に於いて懇談会の席上業者より発言のあったものを大要は以下のとおりである。

7 中小企業庁の見解について

(1) 現行団体法の目的を以てその規制理念とは異なっており、現行法の枠内で(2)の目的をもった特例的規定を設けることが困難である。

(2) 輸出雑貨のみならず輸出中り企業一般の問題として取り上げるのが妥当である。

(3) 現行法の特例を認めると同じ商工組合でありながら運用は別扱いとなり、法の運用も複雑化する。

大要以上の見解に集約できるが、輸出中り企業を以て中小企業輸出振興法の如きものを制定は考慮はなされ、かくして団体法の改正で行き、団体法の改正で織り込まないものについては団体法の商工組合とは別個に独自の制度を創設してその実現を図るべきであるとの見解より、団体法を

通 商 産 業 省

(四) コンサインメント資金 貸付期間(1年以内)

(肥料、セメント、自動車タイヤ等)

2. 金利および貸付比率 現行輸銀資金の取り扱いに準ずる。
3. 所要資金 輸出増加分を中心に市場別に目下
検討中

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、輸出雑貨について輸出振興計画を策定してその実施を円滑にするための措置を図り、その輸取出引の秩序を確立するとともに、日本輸出雑貨センターを設立して雑貨の輸出及び生産の振興に関する業務を行なわせ、もって輸出雑貨に係る事業と営む中小企業との振興と雑貨の輸出入貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「輸出雑貨」とは、主として日常生活の用に供する消費財であつて、その生産業者の大部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）以下「団体組織法」という。）第五条に規定する中小企業者をいう、以下同じ。）をあり、かつ、その相当部分が輸出向けに出荷されるものについて、政令で定めるものをいう。

三 この法律において「輸出業者」とは、輸出雑貨の輸取出引を行なう者とい、
「生産業者」とは、輸出雑貨の生産（加工を含む、以下同じ）の事業を行なう者という。

第二章

(輸出振興計画)

第三条 通商産業大臣は、毎年、輸出雑貨のうち輸出貿易の拡大又は維持に寄与するところが特に大きいと認められるのであつて政令で定めるもの(以下「特定雑貨」という。)について、輸出の振興に関する計画(以下「輸出振興計画」という。)を定めなければならない。

2. 輸出振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 達成すべき輸出の数量又は金額の目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な輸出市場の拡大又は維持に関する事項
- 三 輸出に係る取引に関し、第一号の目標を達成するために必要な秩序の確立又は取引関係の改善に関する事項
- 四 輸出業者又は生産業者に関し、第一号の目標を達成するために必要な経営の改善又は合理化に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、輸出の振興に関する事項

3. 第一項の輸出振興計画は、当該特定雑貨に係る業種に関する中小企業業種別振興臨時措置法(昭和三十五年法律第七十一号)第三条の規定に基づき改善すべき基本的事項の内滑り実施を図るためのものでなければならない。

4. 通商産業大臣は、第一項の規定により輸出振興計画を定めるときは、当該特定雑貨に係る輸出業者又は生産業者に対し、遅滞なく、告示その他の方法で、その内容と周知せしめなければならない。

(計画の変更)

第四条 通商産業大臣は、特定雑貨に係る輸出市場の状況その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、輸出振興計画を変更しなければならない。

2. 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(助成)

第五条 政府は、輸出振興計画の内滑り実施を図るため、次の各号について当該特定雑貨に係る輸出業者又は生産業者に対し、その助成に努めるものとする。

- 一 特定雑貨の海外市場の調査並びに紹介及び宣伝

- 二 輸出業者又は生産業者が特定雑貨の輸出のための生産又は出荷に要する資金及び生産業者が合理化のための特定雑貨の生産設備の設置に要する資金の確保
- 三 特定雑貨に係る生産業者が合理化のために設置した特定雑貨の生産設備又は技能者確保のため設置した福利厚生施設に対する国税又は地方税の課税上の優遇措置
- 四 特定雑貨について国際競争力を培養するため生産業者に対する価格の低廉な原材料の供給及びあつせん

(共同行為の実施に関する勸告)

第六条 通商産業大臣は、輸出振興計画の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定雑貨の輸出取引とその組合員の資格とする輸出組合に対し、第三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項に関し、次の各号に掲げる事業を実施すべきことを勧告することができ、

- 一 組合員が行なう特定の仕向地に輸出すべき特定雑貨の輸出取引における数量又は価格、品質、意匠その他の取引条件に係る制限
- 二 組合員が行なう特定の仕向地に輸出すべき特定雑貨の国内取引における数量又は価

格、品質、意匠その他の取引条件に係る制限

(共同行為の実施に関する指示)

第七条 通商産業大臣は、輸出振興計画の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定雑貨の生産事業とその組合員の資格とする輸出工業組合に対し、第三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項に関し、次の各号に掲げる事業（以下「共同行為」という。）の内容を定め、当該共同行為を実施すべきことを指示することができ、

- 一 組合員が行なう特定の仕向地に輸出すべき特定雑貨の国内取引における種類、出荷その他の取扱の数量、価格、品質、意匠その他の取引条件又は販売若しくは引渡しの方法に係る制限
- 二 組合員が生産とする特定雑貨の種類、生産、出荷その他の取扱の数量、販売価格若しくは加工費、品質、意匠その他の取引条件又は販売若しくは引渡しの方法に係る制限（前号に係るものを除く。）
- 三 組合員が生産とする特定雑貨の生産の用に供する設備の使用又は設置に係る制限

四 組合員が生産をする特定雜貨の原材料の購買若しくは引取りの数量・購買価格・又は購買若しくは引取りの方法に係る制限

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項に係る指示は、特定雜貨の輸出に係る取引における競争が過度に行なわれるため、輸出取引の円滑な運行が阻害され、輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対する著るしい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、前項第二号に掲げる共同行為をもつてしてはこれらの事由を除去することが困難であると認められるときに行なうものとする。

(共同行為の内容)

第八條 前条第一項各号に掲げる共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 外国政府又は国際機関との間に締結された条約その他の取極に違反するおそれがないこと。
- 二 仕向地の輸入業者又は関係事業者の利益を害し、本邦の輸出業者の国際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三 その内容が不当に差別的でないこと。

四 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 輸出振興計画に定める目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

六 輸出振興計画に定める事項の円滑な実施に寄与するものであること。

(共同行為の指示の変更等)

第九條 通商産業大臣は、第七條第一項の指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の届出)

第十條 第七條第一項の指示(前条の規定による変更があつたときはその変更後のもの。以下同じ)を受けた輸出工業組合は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく通商産業省令で定めるところにより、同項第一号から第四号までの各号の一に係る第十七條各号に掲げる事項を定めた規程を通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

第三章

(法人格)

第十一條 輸出工業組合は、法人とする。

(原則)

第十二條 輸出工業組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならぬ。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

2. 輸出工業組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならぬ。

(名称)

第十三條 輸出工業組合は、その名称中に輸出工業組合という文字を用いなければならぬ。

3.

2 輸出工業組合以外の者は、その名称中に輸出工業組合という文字を用いてはならぬ。

3 輸出工業組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から

第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(組合員の資格)

第十四條 輸出工業組合の組合員たる資格を有する者は、生産業者であつて組合員の資格として定款で定められた種類の事業(以下「資格事業」という。)を行なう者とする。

(設立)

第十五條 輸出工業組合は、全国をその地区とし、その資格事業の全部又は一部が、他の輸出工業組合の資格事業と重複するものであつてはならぬ。

2 輸出工業組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となり、総組合員の三分の二以上が中小企業者でなければならぬ。

(事業)

第十六條 輸出工業組合は、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 組合員が生産をする輸出すべき輸出租賃の国内取引に係る制限及びこれに附帯する

事業

- 二 組合員の資格事業に係る制限（前号に係るものを除く。）及びこれに附帯する事業
- 三 組合員の相互扶助を目的として行なう事業
- 二 前項第三号に掲げる事業は、次のとおりとする。
 - 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査、その他組合の事業に関する共同施設
 - 二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に関する施設

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五 前各号の事業に附帯する事業

三 第一項第二号の事業は、輸出産物の輸出に係る取引における競争が過度に行なわれるため、輸取出引の円滑な運行が阻害され、当該輸出産物に係る資格事業を営む中小企業者の相当部分の経営が著しく不安定となっており、又はなるおそれがある場合に限り、

行なうことができるとする。ただし、第七條第一項の規定による通商産業大臣の共同行為の実施に関する指示に従い行なう場合は、この限りでない。

四 輸出工業組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者に第一項の第三号の事業を利用させることができる。

五 輸出工業組合は、その事業に関し組合員のためにする組合協約を締結することができる。

（調整規程の認可）

第十七條 輸出工業組合は、前条第一項第一号又は第二号の事業（以下「調整事業」という。）に関し次の事項を定めた規程（以下「調整規程」という。）を設定し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第七條第一項の規定による指示に従い調整規程を設定したときは、この限りでない。

- 一 第十六條第一項第一号又は第二号に掲げる制限の内容及び方法並びにその制限を行なう期間
- 二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に関する事項

第十八条 通商産業大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が、次の各号（第十六条第一項第一号の調整事業に関するものにあつては、第三号を除く。）に適合すると認めるときでなければ、前条の認可をしてはならない。

一 第八条第一号から第四号までの各号に適合すること

二 輸出貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 第十六条第三項本文に掲げる事態を克服するために必要な程度と認めないこと。

第十九条 通商産業大臣は、第十七条の認可の申請を受理した日から一月以内に認可又は不認可の通知を発しなければならない。

二 前項の期間内に同項の通知が発せられなかったときは、その期間が満了した日に、第十七条の認可があつたものとみなす。この場合には、輸出工業組合は、通商産業大臣に対し、認可に関する証明を請求することができ、

（調整規程の変更命令等）

第二十条 通商産業大臣は、第十七条の認可に係る調整規程の内容が、第十八条各号に掲

げる要件に適合するものでなくなつたと認めるときは、その輸出工業組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

（調整規程の廃止の届出）

第二十一条 輸出工業組合は、第十七条の認可に係る調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（組合協約の認可）

第二十二条 輸出工業組合がその行なう調整事業に関し組合員たる資格を有する者と締結する第十六条第五項の組合協約は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも同様とする。

二 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第十八条各号に適合すること

二 その組合協約又はその変更後の組合協約の定めにより、その相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の組合協約については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条中「第十八条各号」とあるのは、「第二十二條第二項各号」と読み替へるものとする。

(組合交渉の承諾)

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、輸出工業組合の代表者が政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に関し、第十六條第五項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一 輸出工業組合の組合員と資格事業に関し取引関係のある事業者であつて中小企業者以外のもの

二 輸出工業組合の組合員と資格事業に関し取引関係のある事業者をもって組織する団体
組織法第三條第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合

三 輸出工業組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの

2 輸出工業組合の代表者は、調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に関し、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

(出資)

第二十四條 第十六條第一項第三号の事業を行なう輸出工業組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせなければならない。

2 組合員に出資をさせる輸出工業組合（以下「出資組合」という。）の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が若く小さく、その他やむを得ない理由がある者であつて、輸出工業組合の承認を得たものは、この限りでない。

(発起人)

第二十五條 輸出工業組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の生産業者が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第二十六條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及

び住所その他必要な事項を記載した書面を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 第十二条第一項各号及び第十五条の要件を備えていること。
- 二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- 三 その設立が輸出に係る取引の秩序の確立に寄与するものであること。
- 3 第一項の認可については、第十九条の規定を準用する。

(定款)

第二十七条 輸出工業組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、出資組合以外の輸出工業組合（以下「非出資組合」という。）の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載するを要しない。

- 一 事業
- 二 名称

- 三 事務所所在地
- 四 組合員たる資格に関する規定
- 五 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその払込方法
- 七 経費の分担に関する規定
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の額及びその積立の方法
- 十 役員の数及びその選挙に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法
- 2 輸出工業組合の定款には、前項の事項のほか、輸出工業組合の存立時期又は解散の原因を定めるときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。
- 3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を、輸

出工業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(移行)

- 2 第二十八条 非出資組合は、定款を変更して、出資組合に移行することができる。
- 2 理事等は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき、第三十四条第二項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号、以下「協同組合法」という。）第五十一条第二項の認可があつたときは、遅滞なく出資の第一回の払込の払込をさせなければならない。
- 3 総代会においては、第三十四条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができる。
- 4 第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所所在地において第三十一条

第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

- 5 第一項の規定による出資組合の移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三項（出資の第一回の払込の金額及び現物出資の給付）の規定を準用する。
- 第二十九条 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。
- 2 前項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二条まで（持分の払戻）第五十六条及び第五十七条（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。この場合において前条第四項中「第三十一条第一項」とあるのは、「第三十一条第二項」と読み替えるものとする。

(設立の登記)

- 第三十条 輸出工業組合は、第二十六条第一項の設立の認可（出資組合にあつては、第三十四条第三項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込）があつた日から二週間以内に、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

- 2 輸出工業組合の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。ただし、非出資

組合に於つては、第四号の事項を掲げるのを要しない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
- 五 存立時期又は解散の原因を定めるときは、その時期又は原因
- 六 役員の名及び住所
- 七 組合を代表すべき理事の名
- 八 数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めるときは、その規定
- 九 公告の方法

三 輸出工業組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の前在地において、前項の事項を登記しなければならぬ。

(移行の登記)

第三十一条 非出資組合は、第二十八条第二項に規定する払込があつた日から、主たる事

務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の前在地においては三週間以内に、出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならぬ。

二 出資組合は、第二十九条第一項の規定による非出資組合への移行に関する定款の変更につき、第三十四条第二項において準用する協同組合法第五十一条第二項の認可があつた日から、主たる事務所の前在地においては二週間以内に、従たる事務所の前在地においては三週間以内に、非出資組合への移行に関する定款の変更の登記をしなければならぬ。

(監督命令)

第三十二条 通商産業大臣は、輸出工業組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規定に違反し、若しくは輸出工業組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は輸出工業組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができ、

(解散の命令)

第三十三條 通商産業大臣は、輸出工業組合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出工業組合の解散を命ずることができ、

- 一 第二十六條第二項各号に適合するものでなくなったとき、
- 二 輸出工業組合が前条の規定による命令に違反したとき、

二 前項の命令には、協同組合法第六六條の二（弁明の機会の供与）の規定を準用する。（準用）

第三十四條 団体組織法第二十三條から第二十七條まで（調整規程の設定等の議決等）、

第三十條（勸告）、第三十四條第三項、第三十五條（組合員の責任）、第三十七條（加入）、第三十八條第一項及び第二項（脱退）、第三十九條（持分の払戻の特例）並びに第五十一條から第五十三條まで（設立の登記の申請等）の規定は、輸出工業組合に準用する。この場合において、同法第三十條中「主務大臣」とあるのは「通商産業大臣」と同法第五十一條第二項中「第四十七條第一項」とあり、同法第三項中「第四十七條第三項」とあるのは「雜貨輸出振興法第三十四條第三項」と、同法第五十二條第一項中「第四十九條」とあるのは「雜貨輸出振興法第三十一條第一項」と、同法第二項中「第四十五

條第二項」とあるのは「雜貨輸出振興法第二十八條第二項」と、同法第五十三條第一項中「第五十條」とあるのは「雜貨輸出振興法第三十一條第二項」と、同法第二項中「第四十六條第二項」とあるのは「雜貨輸出振興法第二十九條第二項」と読み替へるものとする。

二 協同組合法第二條（登記）、第四條第二項（住所）、第九條の二第六項から第八項まで（事業）、第十一條から第十四條まで、第十九條（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで（設立）、第三十四條（規約）、第三十五條から第五十五條まで（役員、総会、総代会等）、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條、第七十三條、第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條、第八十六條、第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百條、第一百零一條、第一百零二條、第一百零三條、第一百零四條、第一百零五條の二まで（不服の申立等）の規定は、輸出工業組合に準用する。この場合において、同法第三十條、第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第六十二條第二項、第六十三條第三項、第九十七條第三項、第一百零四條第

二項、第百五条第二項及び第百五条の二中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、同法第三十九条第一項中「規約」とあるのは「規約、調整規程」と、同法第四十一条第三項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程」と、同法第五十一条第三項及び第六十三条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「雑貨輸出振興法第二十六条第二項」と、同法第六十二条第一項第五号中「第百六条第二項」とあるのは「雑貨輸出振興法第三十三条第一項」と、同法第八十四条第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十九条並びに第九十五条第一項及び第二項中「第八十三条第二項」とあり、同法第八十五条第一項中「同条第二項」とあるのは「雑貨輸出振興法第三十条第二項」と、同法第九十二条第二項中「華業協同組合登記簿、華業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体の中央会登記簿」とあるのは「輸出工業組合登記簿」と、同法第九十四条中「第八十三条第五項」とあるのは「雑貨輸出振興法第三十条第三項」と、同法第九十八条第二項中「第九十三条第三項及び前条第三項」とあるのは「前条第二項及び合併によって消滅する組合が雑貨

輸出振興法第二十四条第二項に規定する出資組合であるときは、同法第三十四条第一項において準用する中小企業団体の組織に関する法律第五十一条第三項」と読み替えるものとする。

3 協同組合法第九条の二第二項、第四項及び第五項、第九条の三から第九条の七まで（華業）、第十条第二項、第三項及び第五項（出資）、第十六条から第十八条まで（加入及び脱退等）、第二十条から第二十三条まで（持分等）、第二十九条第一項から第三項まで（出資第一回の払込）、第五十六条、第五十七条（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金）、第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条（剰余金の配当等）、第六十三条第二項（合併の手続）、第八十六条第二項、第九十五条第三項（変更の登記等）の規定は、出資組合に準用する。この場合において、同法第八十六条第二項中「第八十三条第二項第五号」とあるのは「雑貨輸出振興法第三十条第四号」と読み替えるものとする。

第四章 輸出に係る事業活動の規制

(事業活動の規制に關する命令)

第三十五條 通商産業大臣は、第十六條第一項第一号の調整事業を実施している輸出工業組合が次の各号に適合する場合において、その輸出工業組合の組合員たる資格を有する者の輸出に係る取引を自主的に調整することによつては輸出取引の秩序を確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、その調整事業に係る調整規程の内容を参酌して、当該仕向地に輸出すべき当該輸出貨物の国内取引に係る第七條第一項第一号に於ける制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従ふべきことを命ずることとすることができる。

一 その輸出工業組合が申出をしたこと。ただし、当該調整事業が特定種貨に係る第七條第一項の指示に従つて実施するものであるときは、その輸出工業組合の組合員の生産に係る当該特定種貨の当該仕向地に対する輸出現が、当該特定種貨の当該仕向地に

對する総輸出現に對し相当の比率をためてゐること。

二 その輸出工業組合の資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれてゐること。

二 通商産業大臣は、前項第一号の申出があつたときは、遅滞なく、前項の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした輸出工業組合にその結果を通知しななければならない。

三 第一項第一号の申出については、団体組織法第二十三條第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十六條 通商産業大臣は、第十六條第一項第二号の調整事業を実施している輸出工業組合が、次の各号に適合する場合において、その輸出工業組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、その調整事業に係る調整規程の内容を参酌して、当該

輸出雑貨に係る第七条第一項第二号から第四号までに掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 その輸出工業組合が申出をしたこと。ただし、当該調整事業が特定雑貨に係る第七条第一項の指示に従って実施するものであるときは、その輸出工業組合の組合員の生産に係る当該特定雑貨の生産額が当該特定雑貨の総生産額に対し相当の比率を占めていると。

二 その輸出工業組合が資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二 前項第一号の申出については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(価格の調整に関する命令)

第三十七条 通商産業大臣は、特定の仕向地に対する特定の輸出雑貨の輸出に係る取引における競争が過度に行なわれるため、輸出価格が著しく低落することにより輸出に係る取引の円滑な運行が阻害され、又は当該仕向地における輸入が制限され、若しくは制限されるおそれがある場合において、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号、

以下「取引法」という。）第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十五條第一項の規定によりその輸出に係る取引における数量の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、輸取出引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展の維持を図るためその輸出に係る取引における価格の水準を調整するの必要な事由を除去することと困難であると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、輸業者又は生産業者に対し、輸出に係る取引における価格の水準の調整の履行を保証させるために、当該仕向地に輸出すべき当該輸出雑貨について政令で定める範囲内において通商産業大臣の定める金額の保証金をその指定した金融機関に預け入れらるべきことを命ずることができる。

二 通商産業大臣は、前項の規定による保証金の預入れを受けた金融機関に対し、通商産業省令で定める手続に従い、一定の期間を限り、当該保証金を日本銀行に預託すべきことを命ずることとができる。

三 第一項の命令は、当該輸出雑貨に係る事業をその組合員の資格とする輸出組合若しくは

は輸出工業組合又は当該輸出産貨に係る輸出業者若しくは生産業者の総数の二分の一以上の連署をもつて、その代表者が申し出した場合でなければならず、この場合において、同

項中「輸出工業組合」とあるのは、「輸出組合若しくは輸出工業組合又は代表者」と読み替へるものとす。

五 第三項の規定による輸出組合又は輸出工業組合の申出については、第三十五条第三項の規定を準用する。

第三十八条 前条第一項の規定により保証金を預け入れた輸出業者又は生産業者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けて次の各号の一に該当する場合には限り、当該保証金を全部又は一部と取りもどすことができる。

一 輸出振興計画において定める第三十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の経費にあつてるとき。

二 第四十一条の規定により前条第一項の命令の変更又は取消が行なわれたとき。

三 前二号に掲げるときのほか、輸出に係る取引の価格の水準の調整を阻害しなかつて認められる場合であつて政令で定めるとき。

(命令の形式)

第三十九条 第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第三十七条第一項の規定による命令は、通商産業省令をもつてする。

(調整規程の変更命令)

第四十条 通商産業大臣は、第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る輸出工業組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命ずることのできる。

(命令の変更又は取消)

第四十一条 通商産業大臣は、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第三十七条第一項の規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつ

た事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(輸出口の制限)

第四十二条 通商産業大臣は第三十五条第一項、又は第三十七條第一項の規定による命令をした場合において、当該輸出口は当該命令に係る通商産業省令で定めるところにより、その命令の内容に適合してゐる旨の通商産業大臣の確認が附されたものでなければ、その命令に係る仕向地に対し、輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定められる場合は、この限りでない。

(制 裁)

第四十三条 通商産業大臣は、第四十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十七條第一項の規定による命令に違反した生産業者に対し、戒告することができる。

二 通商産業大臣は、当該違反行為が輸出口取引の秩序の確立又は輸出口貿易の健全な発展に對して著しい支障を与えるものと認めるときは、前項の規定による戒告に代えて、その生産業者に対し、一年以内の期間を限り、輸出口の種類又は仕向地を定めて、輸出口

けに出荷すべき数量を通商産業大臣の指示した数量に制限すべきこと又は輸出口向けに出荷することを停止すべきことを命ずることができる。

三 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することとする。

(聴 聞)

第四十四条 通商産業大臣は、前条第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

二 前項の予告においては、期日、場所及び申述の内容を示さなければならない。

三 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該申述について証拠を示し、意見を述べることができる機会を与えなければならない。

(事務の処理)

第四十五条 通商産業大臣は、第三十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十七條の規

定による命令とする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部はその命令に係る輸出工業組合が処理すべき旨を定めることができる。

(手数料)

第四十六條 第三十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十七條第一項の規定による命令に基く登録、割当、検査その他の処分を受ける者は、通商産業省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において通商産業省令で定める額の手放料を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第四十七條 第四十五條の規定により第三十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十七條第一項の規定による命令に係る事務を処理する輸出組合又は輸出工業組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員等の解任)

第四十八條 通商産業大臣は、第四十五條の規定により第三十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十七條第一項の規定による命令に係る事務を処理する輸出組合又は輸出工業組合の役員若しくは監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当地に処理し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたときは、これを解任することができる。

(不販の申立)

第四十九條 第三十五條又は第三十六條第一項の規定による命令に係る輸出工業組合の調整規程に不販のある者は、その旨を記載した書面をもつて通商産業大臣に不販の申立をするこゝができる。

二 第四十五條の規定により第三十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十七條第一項の規定による命令に係る事務を処理する輸出組合又は輸出工業組合がその事務の処理としてした行為に不販のある者は、その行為があつたことを知つた日から三十日以内に、

その旨を記載した書面をもつて通商産業大臣に不服の申立をするこゝができる。ただし、行爲の日から六十日を経過したときは、不服の申立をするこゝができない。

第五章 日本輸出雑貨センター

第一節 総則

(目的)

第五十条 日本輸出雑貨センターは、雑貨(主として中小企業者によつて生産される雑貨であつてその一部が輸出向けに出荷されているものをいう。以下本章において同じ。)の輸出及び生産の振興に關する事業を専門的かつ効率的に実施することを目的とする。

(法人格)

第五十一条 日本輸出雑貨センター(以下「雑貨センター」という。)は、法人とする。

(事務所)

第五十二条 雑貨センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 雑貨センターは、通商産業大臣の認可を受けて、必要に応じて、必要に応じて置ける事務所を置くことができる。

(資本金)

第五十三条 雑貨センターの資本金は、七億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において雑貨センターに追加して出資するこゝができる。

3 雑貨センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五十四条 雑貨センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後変更されることにより、これをもち

て第三者に対抗することができな

い。
(名称の使用制限)

第五十五条 雑貨センターでない者は、日本輸出雑貨センターという名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第五十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行爲能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、雑貨センターに準用する。

第二節 役員等

(役員)

第五十七条 雑貨センターに、役員として、理事長一人、副理事長三人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第五十八条 理事長は、雑貨センターを代表し、その業務を総理する。

二 副理事長は、雑貨センターを代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して雑貨センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員るときはその職務を行なう。

三 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して雑貨センターの業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員ときはその職務を行なう。

四 監事は、雑貨センターの業務を監査する。

(役員の仕事及び任期)

第五十九条 理事長、副理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

二 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

三 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、

前次二役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることのできる。

(役員の欠格条項)

第六十条 次の各号の一に該当する者は、役員となることのできない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
- 二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(役員の解任)

第六十一条 通商産業大臣は、理事長、副理事長又は監事が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

又、理事長は、理事が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

第六十二条 通商産業大臣は、理事長、副理事長若しくは監事が心身の故障のため取務を執行することのできないと認めるとき、又は理事長、副理事長若しくは監事に取務上の義務違反その他理事長、副理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるとき

は、これを解任することのできる。

之、理事長は、理事が心身の故障のため取務を執行することのできないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することのできる。

(役員の兼職禁止)

第六十三条 役員は営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての取務の執行に支障がないものと認め、承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第六十四条 雑貨センターと理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長又は副理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が雑貨センターを代表する。(代理人の送任)

第六十五条 理事長は、雑貨センターの理事又は職員のうちから、雑貨センターの主たる

事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(運営審議会)

第六十六條 雜貨センターに、運営審議会を置く。

二 運営審議会は、理事長の諮問に依り、雜貨センターの業務の運営に関する重要事項と審議する。

三 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることのできる。

四 運営審議会は、委員六十人以内で組織する。

五 委員は、雜貨の生産及び輸出に關し學識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

六 委員の任期は、二年とする。

七 委員は、再任されることのできる。

(役員等の秘密保持義務)

第六十七條 雜貨センターの役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の仕事)

第六十八條 雜貨センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範圍)

第六十九條 雜貨センターは、第五十條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 雜貨に關する海外市場の調査をし、及びその成果を普及すること。
- 二 雜貨の紹介、宣伝及び輸出取引のあつせんを行なうこと。
- 三 雜貨の意匠及び品質の向上に關する調査、試験研究、指導及び助成を行なうこと。
- 四 雜貨の生産技術の改善に關する調査、試験研究、指導及び助成を行なうこと。

- 五 雑貨に係る事業の企業経営の改善に関する指導及び助成を行なうこと。
 - 六 雑貨の輸出及び生産の振興に関する業務であつて、行政庁から委託を受けたもの
 - 七 前各号の業務に附帯する業務
 - 八 前各号に掲げるもののほか、第五十条の目的を達成するため必要な業務
 - 九 雑貨センターは、前項第八号に掲げる業務を行なうときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
 - 十 雑貨センターは、第一項第一号および第二号に掲げる業務であつて海外市場において行なう必要のあるものの実施については、日本貿易振興会に委託してするものとす。
- (業務の方法)
- 第七十条 雑貨センターは、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。
- 二 前項の業務の方法で定めらるべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第七十一条 雑貨センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第七十二条 雑貨センターは、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(貸借対照表、損益計算書及び決算報告書)

第七十三条 雑貨センターは、毎事業年度経過後二月以内に、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七十四条 雑貨センターは、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しななければならない。

二 雑貨センターは、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しななければならない。

(借入金認可)

第七十五条 雑貨センターは、借入金をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第七十六条 雑貨センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行又は商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金

四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第七十七条 雑貨センターは、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退取手当の支給の基準)

第七十八条 雑貨センターは、その役員及び職員に対する給与及び退取手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第七十九条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、雑貨センターの職務及び会計に関し、必要な事項は、通商産業省令で定める。

(監督)

第八十条 雜貨センターは、通商産業大臣が監督する。
又、通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、雜貨センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第八十一条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、雜貨センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、雜貨センターの事務所その他の事務所に入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大蔵大臣との協議)

第八十二条 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第七十二条、第七十五条又は第七十七条の認可をしようとするとき。
- 二 第七十三条又は第七十八条の承認をしようとするとき。
- 三 第七十条第二項、第七十七条又は第七十九条の通商産業省令を定めようとするとき。

第六章 雜貨輸出振興審議会

(設置)

第八十三条 通商産業省に、雜貨輸出振興審議会を置く。

(権限)

第八十四条 雜貨輸出振興審議会(以下「振興審議会」という。)は、通商産業大臣の諮問に依り、輸出雜貨の輸出及び生産の振興に関する重要事項を調査審議する。

又、通商産業大臣は、次の各号の一に該当する場合には、振興審議会に諮問し、反ければ存しない。

- 一、第三条第一項に規定する輸出振興計画を定めようとするとき、又は第四条の規定によるその変更をしようとするとき。
- 二、輸出雜貨に係る取引法第三十二条の三第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は輸出雜貨に係る同法第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第二十九条第一項の通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするとき。
- 三、第三十五条第一項(同項第一号ただし書に冠せる場合は除く。)、第三十六条第一

項(同項第一号ただし書に掲げる場合は除く。)、又は第三十七条第一項の規定による命令をしようとするとき、又は第四十一条の規定によるその命令の重大な変更をしようとするとき。

(組織)

第八十五条 振興審議会は、委員二十人以内で組織する。

又、専門の事項を調査させるため、振興審議会に専門委員を置くことができる。

第八十六条 振興審議会の委員及び専門委員は、内務行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第八十七条 振興審議会に、会長を置く。

又、会長は、委員のうちから互選する。

三、会長は、会務を総理する。

(任期)

第八十八条 振興審議会の委員の任期は二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(勤務)

第八十九条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第九十条 振興審議会に、部会を置くことができる。

一、部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

二、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

三、振興審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて振興審議会の決議とすることができる。

(省令への委任)

第九十条 この章に定めるもののほか、振興審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第七章 雑 則

(勸告)

第九十二条 通商産業大臣は輸出雜貨の輸出の振興を図るため特に必要があると認めるときは、輸出業者、生産業者又は輸出業者若しくは生産業者を構成員とする団体に対し、輸出組合又は輸出工業組合の設立その他第三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に關し必要な勸告をすることができらる。

(輸出入取引法の特例)

第九十三条 取引法第三十七条の規定は、輸出雜貨に係る取引法第三十二条の三第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は輸出雜貨に係る同法第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第二十九条第一項の通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときにおいて通商産業大臣の行なう諮問については、適用しない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第九十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第七条第一項の通商産業大臣の指示に従い、又は第十七条の認可を受けて設定した調整規程又は第二十二条第一項の認可を受けた組合協約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

い。

一、不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二、次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第三項の請求に依り、通商産業大臣が第二十条へ第二十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。)

二、次条第三項の規定による請求が調整規程の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

三、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、輸出工業組合が第十六条第一項第三号の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第九十五条 通商産業大臣は、第七条第一項の規定による指示をしようとするとき、第七条若しくは第二十二条第一項の認可をしようとするとき、又は第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

二、通商産業大臣は、第十条の規定による届出を受理したとき、又は第九条、第二十条(第二十二条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

三、公正取引委員会は、第七条第一項の規定による指示に従い輸出工業組合が設定した調整規程が第八条第三号から第五号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるとき、輸出工業組合が第十七条の認可を受けた調整規程の内容が第十八条第一号に掲げる第八条第三号及び第四号並びに第十八条第三号の規定に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は輸出工業組合が第二十二条第一項の認可を受けた組合協約の内容が、同条第二項第一号に掲げる第十八条第一号(同号に掲げる第八条第三号及び第四号に限る。)及び第

三号並びに第二十二條第二項第二号の規定に適合するものでなくつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第二十条へ第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4. 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示し及ければならない。

（排除措置）

第九十六条 公正取引委員会は、輸出工業組合の組合員であつて中小企業者以外のものが、第十六条第一項第三号の事業を利用することが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限し、又は制限するおそれがあると認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

2. 前項の場合については、協同組合法第百八条及び第百九条（排除措置の手続等）の規定を準用する。

（報告の徴収）

第九十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出業者、輸出組合、生産業者、輸出工業組合又は第二十三条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたものに対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

第九十八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、輸出組合、輸出工業組合又はその組合員たる資格を有する者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができるとができる。

2. 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

3. 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八章 罰則

第九十九条 輸出工業組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は取扱取引のために輸出工業組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合は、同法による。

第一百条 第四十五条の規定により第三十五条又は、第三十六条の規定による命令に係る事務を処理する輸出工業組合の役員であつてその事務に従事するものが、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

二、前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することがないときは、その極額を没収する。

第一百一条 前条一項の規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束した者は、

三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二、前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減刑し、又は免除することができ、第一百二条 第四十七条又は第六十七條の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百三條 第四十三條第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二、第三十六條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百四條 第十七條の認可を受けないで調整規程を実施した輸出工業組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第一百五條 次の場合には、その行為をした輸出工業組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

一、第十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして調整規程を実施したとき。

二、第二十条又は第三十二條の規定による命令に違反したとき。

第一百六條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一、第十三条第二項の規定に違反した者

二、第二十一条（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三、第三十四条第三項において準用する協同組合法第九条の三第四項において準用する倉庫兼法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

四、第三十四条第二項において準用する協同組合法第百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五、第九十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六、第九十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百三条又は第百六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本条の刑を科する。

第百八条 この法律に定める登記を怠ったときは、その行為をした輸出工業組合の役員又

は清算人は、一万円以下の過料に処する。

二、この法律の規定に基づいて輸出工業組合が行なうことができる事業以外の事業を行つたときは、その行為をした輸出工業組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

第百九条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第十三条第二項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第百十条 非出資組合については、協同組合法第百十五条第三号から第十一号まで及び第十五号から第十八号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、輸出工業組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第百十一条 第九十六条第二項において準用する協同組合法第百八条において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条及び第四十六条の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四条及び第九十四条の二の規定を準用する。

第百十條 第八十一條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした雑貨センターの役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第百十三條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした雑貨センターの役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一、この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合においてその認可又は承認を受けなかつたとき。
 - 二、第五十四條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
 - 三、第六十九條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
 - 四、第七十六條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
 - 五、第八十九條第二項の令令に違反したとき。
- 第百十四條 第五十五條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律(以下「振興法」という。)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(団体組織法の改正)

第二條 団体組織法の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條之二 雑貨輸出振興法(昭和三十七年法律第 号)第二條に規定する輸出雑貨を生産する事業を資格事業とする商工組合は、設立することができない。

(輸出工業組合への移行)

第三條 団体組織法による商工組合で、輸出雑貨を生産する事業を資格事業としていたものであつて振興法の施行の際現に存するもの(以下「輸出雑貨に係る商工組合」という)は、振興法施行の日において、振興法による輸出工業組合になつたものとみなす。

第四條 団体組織法による輸出雑貨に係る商工組合の役員であつて、振興法の施行の際

にその職にあるものは、振興法施行の日において振興法による輸出工業組合の役員となつたものとみなす。

又、前項の規定により振興法による輸出工業組合の役員となつたものとみなされた者の任期は、その者が団体組合法による商工組合の役員となつた日から起算する。

第五条 附則第三條の規定により振興法による輸出工業組合になつたものとみなされた商工組合は、振興法の施行の日から三月以内に変更を定款の変更につき第三十四條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可の申請をしなければならぬ。

2. 通商産業大臣は、前項の商工組合が同項の期間内に同項の申請をしなかつたときは、その商工組合に対し、解散を命じなければならぬ。

3. 第一項の商工組合は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。

4. 前項の場合については、協同組合法第八十八條（解散の登記）及び第九十七條第三項（解散の登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、同項中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

5. 第一項の商工組合については、第十三條第一項の規定は、第一項の定款の変更につき

第三十四條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があるまでは、適用しない。

第六条 振興法の施行前に前條第一項の輸出雜貨に係る商工組合について団体組合法により商工組合登記法に登記された事項は、振興法の施行の日において振興法により輸出工業組合登記法に登記されたものとみなす。

（名称）

第七条 振興法の施行の際現にその名称中に輸出工業組合という文字を用いている者は、振興法の施行後三月以内にその名称を変更しなければならぬ。

又、第十三條第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。
（処分第の効力）

第八条 振興法の施行前に輸出雜貨に係る商工組合に關し、団体組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、振興法中これに相当する規定があるときは、振興法の規定によつてしたものとみなす。

(団体組織法の効力に関する規定)

第九条 輸出雑貨に係る商工組合の組合員たる資格を有する者に対する団体組織法第五十六条の規定による命令については、振興法の施行の日から一月を経過した日において、その効力を失う。

(雑貨センターの設立)

第十条 通商産業大臣は、雑貨センターの理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。
二、前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、雑貨センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第十一条 通商産業大臣は設立委員を命じて、雑貨センターの設立に関する事務を処理させる。

第十二条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

二、設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第十條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
第十三条 附則第十條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十四条 雑貨センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(財団法人日本輸出雑貨センターからの引継ぎ)

第十五条 昭和三十四年七月一日に設立された財団法人日本輸出雑貨センター(以下この条において「財団法人日本輸出雑貨センター」という。)は、雑貨センターの成立の時ににおいて解散し、その一切の権利及び義務は、その時において雑貨センターが承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

二、雑貨センターは、前項の規定により財団法人日本輸出雑貨センターの権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

三、附則第十三条の規定により設立の登記がなされたときは、登記官又は、転権で、財団

法人日本輸出雜貨センターの解散の登記をし、その登記用紙を肉紙しなければならぬ。
(経過規定)

第十六条 この法律の施行の際現に日本輸出雜貨センターという名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

又、第五十五条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。
第十七条 雜貨センターの最初の事業年度は、第七十一条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終るものとする。

第十八条 雜貨輸出センターの最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第七十二条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「雜貨センターの成立後遡りなく」とする。

(登録税法の改正)

第十九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本貿易振興会」の下に「日本輸出雜貨センター」を、「日本貿易振興会」の下に「雜貨輸出振興法」を加える。

(印紙税法の改正)

第二十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ五 日本輸出雜貨センターノ発スル証券、帳簿

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第二十一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商工組合連合会」の下に「輸出工業組合」を加える。

第七条第一項第二号中「又ハ商工組合連合会」を「商工組合連合会又ハ輸出工業組合」に改める。

第二十七条第一項ただし書中「商工組合連合会」の下に「輸出工業組合」を、第二十八条第一項第六号中「商工組合連合会」の下に「輸出工業組合」を加える。

(所得税法の改正)

第二十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本貿易振興会」の下に「日本輸出雜貨センター」を、同

項第十二号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に、「非出資組合である輸出工業組合」を加える。

(法人税法の改正)

第二十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本貿易振興会」の下に「日本輸出雑貨センター」を、第五条第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である輸出工業組合」を加える。

(地方税法の改正)

第二十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(70)

第七十二条の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に「日本輸出雑貨センター」を、第七十二条の五第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び商工組合連合会」の下に「非出資組合である輸出工業組合」を加える。

(中小企業金融公庫法の改正)

第二十五条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 輸出工業組合であつて、特定事業を行なうもの又はその構成員が特定事業を行なう者であるもの

(租税特別措置法の改正)

第二十六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(価格調整のための予託金額の必要経費算入)

第二十六条の二 輸出すべき雑貨の生産又は輸出の事業を営む個人が、雑貨輸出振興法(昭和三十七年法律第 号)第三十七条の規定による命令に基づき、輸出組合等に価格調整金を予託したときは、当該予託金額は、当該予託をした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

二、前項に規定する価格調整金を予託した個人が、同法第三十八条の規定により当該予託した金額を取りもどしたときは、その取りもどした金額は当該取りもどした事由の生じた日の属する年分の所得の計算上、総収入金額に算入する。

第六十七條の次に次の一條を加える。

(価格調整のための予託金額の損金算入)

第六十七條の二 青色申告書を提出する法人で輸出すべき雑貨の生産又は輸出の事業を営むものが、雑貨輸出振興法第三十七條の規定による命令に基づき、輸出組合等に価格調整金を予託したときは、当該予託金額は、当該予託をした事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

又、前項に規定する価格調整金を予託した法人が、同法第三十八條の規定により当該予託した金額を取りもどしたときは、そのとりもどした金額は、当該取りもどしの事由の生じた日の属する事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

(輸出検査法の改正)

第二十七條 輸出検査法(昭和三十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四号中「法人」の下に「又は政令で定める法人」を加える。

(輸出品デザイン法の改正)

第二十八條 輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第四号中「法人」の下に「又は政令で定める法人」を加える。

(通商産業省設置法の改正)

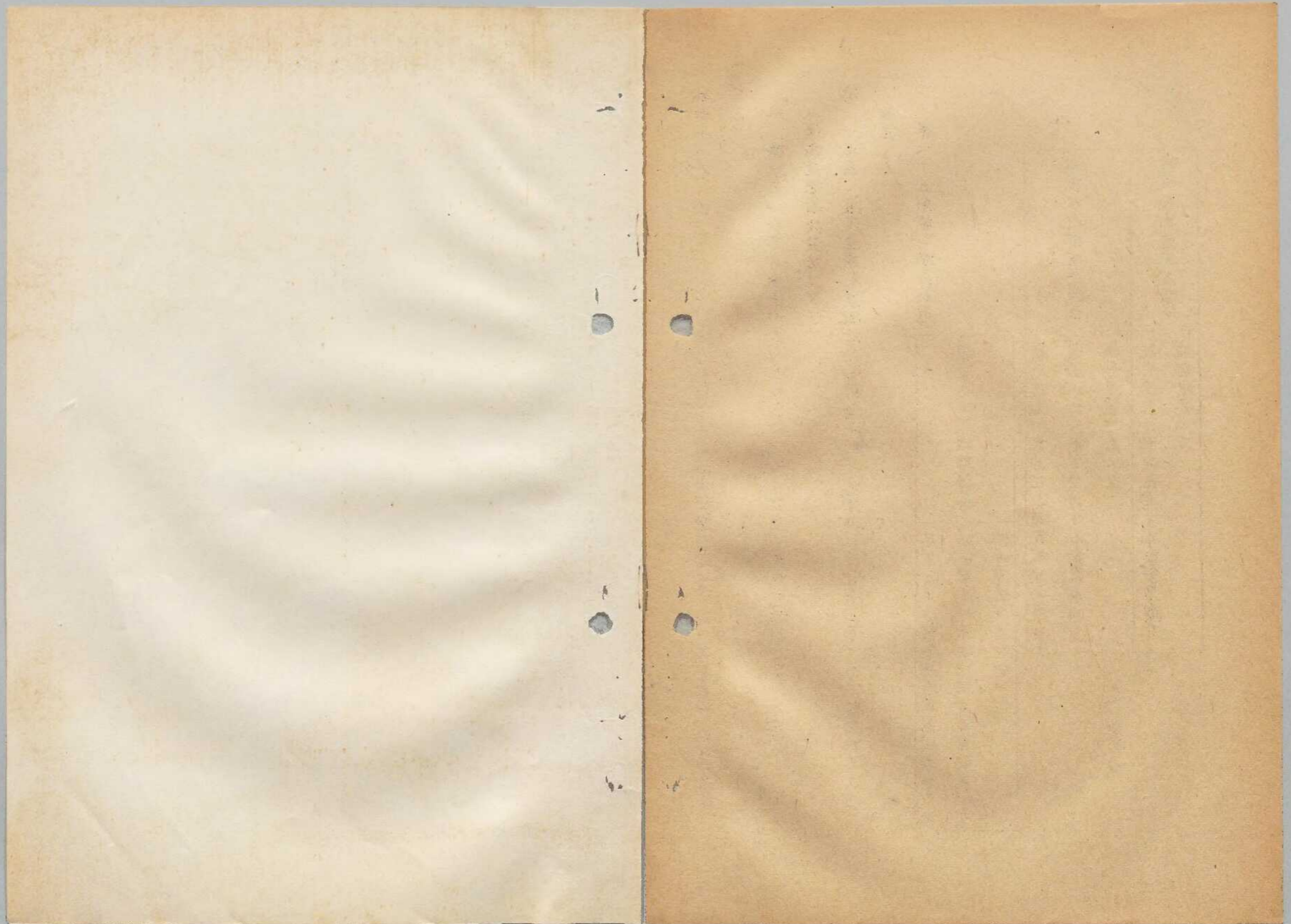
第二十九條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表中

高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他 高圧ガスの保安に関する重要事項を 調査審議すること。
-----------	---

高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他 高圧ガスの保安に関する重要事項を 調査審議すること。
雑貨輸出振興審議会	雑貨輸出の振興に関する重要事項を 調査審議すること。

に改める。



商 業 通 告

出 産 通 告 2

。あつたまへへ通産 。あつたまへへ通産の通産通産 (1)

。あつたまへへ通産 (2)

通 産 通 告 3

。あつたまへへ通産 。あつたまへへ通産 (1)

。あつたまへへ通産 (2)

。あつたまへへ通産 (3)

通 産 通 告 4

。あつたまへへ通産 。あつたまへへ通産 (1)

。あつたまへへ通産 (2)

。あつたまへへ通産 。あつたまへへ通産 (3)

。あつたまへへ通産 (4)

通 産 通 告 5

。あつたまへへ通産 (1)

。あつたまへへ通産 (2)

商 業 法

商 業 法 第 三 十 三 條

三 十 三

第 一 項

(一) 株式会社

(二) 有限会社

第 二 項

(一) 有限責任社員

(二) 有限責任社員

第 三 項

(一) 株式会社

(二) 有限責任社員、有限責任社員、有限責任社員

。と

第 四 項

(一) 株式会社

(二) 有限責任社員、有限責任社員、有限責任社員

(三) 株式会社

通 商 産 業 省

5. 輸出制限

(1) 輸出業者に不測の損害を与える。削除すべきである。

(2) 団体法改正に取入れる。

4. 価格調整金

(1) 非現実的である。実効疑わしい。非組合員に不利益となり、不当である。

(2) 特になし。

7. 輸出業者の登録

(1) 過去に採用の試みがあつたが、実効疑わしいので取止めた経緯がある。

業種別でなく貿易業者としてとらえるべきである。

削除すべきである。

8. 生産業者の登録

(1) 特になし。

(2) 同上

通商産業省

雑貨輸出振興法に関する論点

36. 8. 30

1. 法体系について

- (1) 通商局 業種別立法について反対
- (2) 企業庁 団体法の改正で出来るだけカバーする。

2. 輸出振興計画について

- (1) 輸出会館設置法と重複する。
- (2) 業種別振興法の運用の問題である。

3. 団体組織について

- (1) 特になし模様。
- (2) 団体法の目的、設立要件、調整規程認可要件の改正でカバーできる。

4. 勧告について

- (1) 過去に採用の試みがあつたが、実効ないので取止めた経緯がある。輸出令の発動は軽々に行なうべきではない。
- (2) 特になし。

雑貨輸出振興法草案（案）

三六・八・二八

第一 目的

この法律は、輸出雑貨について輸出振興計画を策定し、その実施を円滑にするための措置を図るとともに雑貨の輸出取引及びこれに係る国内取引の秩序を確立し、更に日本輸出雑貨センターを設立して輸出雑貨の輸出及び生産の振興に関する業務を行わせ、もつて輸出雑貨に係る事業を行なう中小企業の振興と雑貨の輸出貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

第二 輸出振興計画

通商産業大臣は、毎年、雑貨輸出振興審議会（意見）の意見を聞いて、輸出雑貨のうち輸出品の拡大又は維持に寄与することが大きいと認められる品目（以下「特定品目」といふ）について、輸出の振興に関する計画（以下「輸出振興計画」といふ。）を定め、これを

公表することができるものとすること。

第三 助 成

通商産業大臣は、第二の輸出振興計画の円滑な実施を図るため、当該輸出雑貨に係る輸出業者又は生産業者に対し、所要の助成を行うものとする。

第四 輸出振興計画に関する勸告

通商産業大臣は、第二の輸出振興計画が定められている場合において、当該輸出振興計画の円滑な実施を確保するため特に必要があるときは、当該特定品目の輸出雑貨に係る輸出業者若しくは輸出組合又は生産業者若しくは、第五の規定に基づく輸出工業組合に対し、組合の設立、組合への加入、調整事業の実施等について勸告することができるものとする。

第五 輸出工業組合

輸出雑貨の生産業者があつて組合員の資格として定款で定められた種類の事業（以下「資格事業」という。）を営む中小企業者へ中小企業団体の組織に関する法律

（昭和三十三年法律第百八十九号以下「団体法」という。）第五条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）は、輸出工業組合を設立できるものとする。

2 前項の輸出工業組合は次の各号に該当する場合に限り、設立できるものとする。

- (一) 全国をその地区とするものであること。
- (二) その資格事業の全部又は一部が、他の輸出工業組合の資格事業と重複しないこと。
- (三) 組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となっていること。
- (四) 中小企業者以外のものが加入することからできる輸出工業組合にあつては、該組合員の三分の二以上が中小企業者であること。

3 通商産業大臣は、設立しようとする輸出工業組合が次の各号に適合していると認めるときは認可しなればならないものとする。

(一) 前項各号の要件を備えていること。

第六 輸出工業組合の事業

- (一) 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- (二) その設立が輸出取引に係る国内取引の秩序の確立に寄与するものであること。

- 第六 輸出工業組合の事業
- 1 輸出工業組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができるとすること。
- (一) 組合員が生産をする特定の仕向地に輸出すべき特定の輸出雑貨の販売価格又は加工賃の制限

- (二) 特定の仕向地に輸出すべき特定の輸出雑貨の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限

- (三) 特定の輸出雑貨の生産の設備に関する制限

- (四) 特定の輸出雑貨の原材料の購買価格の制限又は販売若しくは取引の数量若しくは方法に関する制限

- 2 輸出工業組合の事業については、前項の事業のほか、団体法第十七条第二項から第四項までの規定を準用するものとする。

- 3 第一項の調整事業は、輸出雑貨の輸出取引に係る国内取引における競争が過度に行われるため、輸出取引秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対する支障が生じ又は生ずるおそれがある場合において行なうことのできるものとする。ただし、第二の特定品目の輸出雑貨に関し、輸出振興計画の円滑な実施を確保するため、第四の規定に基く通商産業大臣の勸告に従い、調整事業を実施する場合はこの限りでないものとする。

- 4 通商産業大臣は、調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ認可をしないものとする。

- (一) 前項本文に掲げる事態を排除するため必要な最少限度をこえないこと、前項ただし書の場合にあつては、当該輸出振興計画の円滑な実施を確保するため必要な最少限度をこえないものとする。

- (二) 不当に差別的でないこと。

- (三) 国内の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第七 輸取取引等の秩序の維持を図るための勸告

通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸出産物の輸取取引又は、当該輸取取引に係る国内取引における競争が過度に行なわれるため、当該輸出産物に係る輸取取引秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対する支障が生じ又は生ずるおそれがある場合において、当該仕向地に輸出する当該輸出産物に係る輸出業者若しくは輸出組合又は生産業者若しくは輸出工業組合に対し、組合の設立、組合への加入、調整事業の実施等について勸告することができるとする。

第八 事業報告に関する命令

通商産業大臣は、次に掲げる要件を備える輸出工業組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のもの（中小企業者を除く。）の事業活動が第六項本文に掲げる事業活動の排除を阻害してあり、又はその輸出工業組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつて第六項本文に掲げる事業活動を排除することができないと認められる場合において、このような状態が継続する

ことは輸出貿易の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるとき、その調整規程の内容を参考してその資格事業に係る第六項第一号から第四号までに掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができるとする。

第九 特定品目の輸出産物による輸出工業組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のもの（中小企業者を除く。）の事業活動が当該輸出振興計画の円滑な実施を阻害してあり、又はその輸出工業組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつて当該輸出振興計画の円滑な実施を確認することができないと認められる場合において、同様とするものとする。

(一) 資格事業を営む者であつて中小企業者以外のもの及び資格事業を行う第六項第二号に掲げる団体が加入することができるとする。

(二) 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつてゐること。

通商産業大臣が前項の規定により、特定の仕向地に輸出する特定の輸出産物に係

六
一
二
る第百第一項第百二の貨物の出荷数量の制限に関する命令をした場合においては、その命令に係る出荷数量に適合している旨の通商産業大臣の確認のない貨物は、当該仕向地に輸出してはならないものとする。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでないものとする。

三 通商産業大臣は、第一項の規定による命令に違反した生産業者に対し、戒告することができるものとし、当該違反行為が輸出取引若しくは当該輸出取引に係る国内取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して著しい支障を与えるものと認めるときは、戒告に代えて、当該生産業者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出貨向に出荷することを停止すべきことを命ずることができ、
（八）
するものとする。

第九 価格調整金の予託の命令

一 通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雑貨に関し、その輸出価格の調整を回らなければ第一の輸出貨振興計画の円滑な実施を確保することができず、

又は輸取出引秩序の確立若しくは輸出貨貿易の健全な発展に対して著しい支障を生じ若しくは生ずるおそれがあると認められる場合において、輸出組合又は輸出貨工業組合（以下「輸出組合等」という。）の申出があるときは、当該輸出貨雑貨の輸出又は出荷の価格を調整し、当該輸出貨振興計画の円滑な実施又は当該輸取出引秩序の確立若しくは輸出貨貿易の健全な発展に対する支障の発生を防止を保証させるために、輸出業者若しくは生産業者又はその双方に対し、当該仕向地に輸出する当該輸出貨について、政令で定める範囲内において通商産業大臣が定めた価格調整金を当該輸出組合等に予託すべきことを命ずることができるものとする。

二 前項の輸出組合等の申出は、取引法第百九条第一項において準用する中小企業振興組合法（昭和^{二五}法律^{百九}）以下「協同組合法」という。第^{百九}条又は第^{百九}条第一項の規定において準用する団体系第^{百九}条第一項の規定による裁決を経なければならぬものとする。

三 第一項の規定による申出は、当該輸出組合が次の各号に適合する場合に限り、す

ることかできるものとする。

(一) 当該輸出雜貨について全国を通じて一個の輸出組合であること。

(二) 組合員の当該仕向地に対する当該輸出雜貨の輸出額が当該仕向地に対する当該輸出雜貨の総輸出額に対し、相当の比率を占めていること。

(三) 第一項の通商産業大臣の命令に係る当該輸出組合の処理すべき事務を適格かつ円滑に行なうに十分な能力を有すること。

第四項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第一項の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、

第十四 輸出業者の登録

輸出業者は、通商産業大臣の登録を受けたものでなければ、輸出雑貨を輸出してはならないものとする。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでないものとする。

又、通商産業大臣は、輸出業者の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならないものとする。

- (一) 日本の国籍を有する者にあつては、住民登録法（昭和^{二二六}四年法律^{二五十一}号）による住民票に記載されている者であること。ただし、同法^{三十七}第^{三十七}条の規定により同法の適用を受けない者については、この限りでない。
- (二) 日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和^{二二七}四年法律^{四十五}号）による登録証明書^{百二十五}の交付を受けている者であること。
- (三) 経理的基礎、経歴及び能力が通商産業省令で定める基準に適合していること。

又、通商産業大臣は、輸出業者が輸出雑貨に關し、この法律、外国為替及び外国貿易

管理法、輸出入取引法、輸出検査法、若しくは輸出品デザイン法、又はこれらの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分⁽³⁾に違反した場合において、当該輸出業者に對し、適当な措置をとるべきことを指示し、又は一年以内の期間を定めて輸出雑貨の全部又は一部の輸出を停止すべきことを命ずること⁽³⁾を命ずることとする。

又、通商産業大臣は、第一項の規定による登録を受けた輸出業者が次の各号の一に該当するときは登録を取り消さなければならぬものとする。

- (一) 前項の規定による指示又は営業停止の処分に違反したとき。
- (二) 登録の又格条項に該当するに至つたとき。
- (三) 第二項各号に該当しなくなつたとき。
- (四) 不正の手段によつて登録を受けたとき。

第十五 生産業者の登録

政令で定める種類の輸出雑貨（以下「特定輸出雑貨」という。）の生産の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その生産の用に供する事

業場ごとに通商産業大臣の登録を受けることができるものとする。

2 前項の政令は、特定の種類の輸出雑貨の輸出取引に依る国内取引における競争が過度に行われるため、輸出価格が著しく低落し、かつ当該輸出雑貨の品位が低下することにより輸出取引の円滑な運行が阻害され、又は特定の仕向地における輸入が制限され若しくは制限されるおそれがある場合において、このような事由を除去することとが輸出貿易の健全な発展を図るため特に必要であると認めるときに、当該特定の種類の輸出雑貨について定めるものとする。

3 第一項の規定により特定輸出雑貨の生産の事業の登録を受けた者へ以下「登録事業者」という。一は、その登録に係る事業場で生産した輸出雑貨に、通商産業省令で定めるところにより、その輸出雑貨が登録を受けた生産業者の生産したものであることを示す特別の表示を附することとができるものとする。

4 特定輸出雑貨は、前項の表示が附されたものでなければ輸出してはならないものとする。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでないものとする。

5 通商産業大臣は、登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録しなればならないこととする。

(一) 通商産業省令で定める生産又は検査のための設備が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

(二) 通商産業省令で定める技術者が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

(三) 通商産業省令で定める検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術(イ)的生産条件が通商産業省令で定める基準に適合していること。

6 通商産業大臣は、登録事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その者の生産に係る特定輸出雑貨に第三項の規定による特別の表示を附してはならない旨を命ずることとができるものとする。

(一) この法律又はこの法律に基く処分を違反したとき。
(二) 登録の欠格条項に該当するに至ったとき。

(三) 不正の手段によつて登録を受けたとき。

ノ 通商産業大臣は、登録事業者が第^五項各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、その登録事業者に対し、^六月以内の期間を定めて必要な措置をとるべき旨命ずることのできるものとする。

ハ 通商産業大臣は、第^八項の規定により、特定輸出産物の生産又は出荷の制限に關する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、第^五項の規定にかかわらずその命令に係る特定輸出産物の生産の事業を行おうとする者について、第^一項の登録を停止することのできるものとする。

ニ 通商産業大臣は、第^九項において準用する団体法第^五条の規定により、特定輸出産物の生産設備の新設の制限又は禁止の命令をした場合においては、第^五項の規定にかかわらず、その命令に違反した申請については、第^一項の登録をしてはならないものとする。

第十三条 日本輸出産物センター

ノ 日本輸出産物センター（以下「産物センター」といふ。）は、輸出産物の輸出及び生産の振興に關する事業を専門的かつ効率的に実施することを目的とする。

ニ 産物センターの資本金は、一億圓とし、政府がその全額を出資するものとする。

第十四条 産物センターの業務の範囲

ノ 産物センターは、第^九項の規定による目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(一) 輸出産物に關する海外市場の調査をし、及びその成果を普及すること。

(二) 海外市場において輸出産物の紹介及び宣伝を行うこと。

(三) 輸出産物の輸出入のあつせんを行うこと。

(四) 輸出産物の品質の改善及び意匠の向上に關する調査、試験研究及び指導を行うこと。

- (五) 輸出雑貨の生産技術の向上に関する調査、試験研究、指導及び助成を行うこと。
- (六) 輸出雑貨に係る事業の企業経営の改善の指導を行うこと。
- (七) 輸出雑貨に係る事業の従業員の福利厚生増進に関する指導及び助成を行うこと。

(八) 前各号の業務に附帯する業務

(九) 前各号に掲げるもののほか、^{十五}第一項の目的を達成するため必要なる業務

ス 雑貨センターは、前項第^七号の業務を行おうときは、通商産業大臣の認可を受けなければならないものとする。

ソ 雑貨センターは、^{第一}項第^一号から第^三号までに掲げる業務であつて海外市場において実施する必要がある業務の実施については、日本貿易振興会に委託して実施することとする。

^{十五} 雑貨輸出振興審議会

雑貨輸出振興審議会は、通商産業大臣の諮問に依り、次の事項を調査審議することとする。

とすること。

- (一) 輸出雑貨の輸出の振興に関する重要事項に関すること。
- (二) 輸出雑貨の生産の振興に関する重要事項に関すること。

二 通商産業大臣は次の各号の一に該当する場合には、雑貨輸出振興審議会に諮問しなければならないこととする。

- (一) ^{第二}の規定による輸出振興計画の決定若しくは変更をしようとするとき。
- (二) ^{第四}又は^{第六}の規定による報告をしようとするとき。
- (三) ^{第八}第一項の命令をしようとするとき。
- (四) ^{第九}第一項の規定により価格調整金の予託の命令をしようとするとき又はその変更若しくは取消をしようとするとき。
- (五) ^{第十}第一項^{第十}第二項^{第十}第三項^{第十}第四項^{第十}第五項^{第十}第六項^{第十}第七項^{第十}第八項^{第十}第九項^{第十}第十項^{第十}第十一項^{第十}第十二項^{第十}第十三項^{第十}第十四項^{第十}第十五項^{第十}の政令を定めようとするとき若しくは^{第十}第一項^{第十}第二項^{第十}第三項^{第十}第四項^{第十}第五項^{第十}第六項^{第十}第七項^{第十}第八項^{第十}第九項^{第十}第十項^{第十}第十一項^{第十}第十二項^{第十}第十三項^{第十}第十四項^{第十}第十五項^{第十}の政令を定めようとするとき。

3 雑貨センターは、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なうものとする。

- (一) 輸出雑貨の紹介、宣伝及び輸出取引のあつせんを行なうこと。
- (二) 輸出雑貨の品質の改善に関する調査、試験研究、指導及び助成を行なうこと。
- (三) 輸出雑貨の意匠の向上に関する調査、試験研究、指導及び助成を行なうこと。
- (四) 輸出雑貨の生産技術の向上に関する調査、試験研究、指導及び助成を行なうこと。
- (五) 前各号の業務に附帯する業務
- (六) 前各号に掲げるもののほか第一項の目的を達成するため必要な業務

(2)

第三 輸出振興計画

通商産業大臣は、毎年、輸出雑貨のうち輸出貿易の拡大又は維持に寄与することが大きいと認められる品目（以下「特定品目」という。）について、輸出の振興に関する計画（以下「輸出振興計画」という。）を定めるものとし、当該輸出振興計画の内容を

な実施を図るため、輸出業者又は生産業者に対し、所要の助成を行なうものとする。

第四 輸出工業組合

ノ 輸出雑貨の生産に係る中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十九号、以下「団体法」という。）第五系に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）は、次の各号に該当する場合には限り通商産業大臣の認可を受けて、輸出工業組合を設立することができるものとする。

(3)

- (一) 全国をその地区とするものであること。
- (二) その資格事業の全部又は一部が、他の輸出工業組合の資格事業と重複しないこと。
- (三) 組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となつてゐること。
- (四) 中小企業者以外のものが加入することができる輸出工業組合にあつては、従組合員の三分の二以上が中小企業者であること。

(五) その設立が輸取出引に係る国内取引の秩序の確立に寄与するものであること。
又 輸出工業組合は、次の事業の全部又は一部を行なうものとする事。

(イ) 次に掲げる調整事業

① 輸出雑貨の販売価格又は加工費の制限

② 輸出雑貨の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限

③ 輸出雑貨の生産の設備に関する制限

④ 輸出雑貨の原材料の購買価格の制限又は購買若しくは取引の数量若しくは方法に関する制限

(4)

(ロ) 西体法第十七条第二項から第四項までに規定する事業

三 前項の調整事業は、輸取出引に係る国内取引における競争が過度に行なわれるため、輸取出引秩序の確立若しくは輸出貿易の健全な発展に対する支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合又は才五に規定する通商産業大臣の勧告が

あつた場合に行なうことができるものとする事。

四 その他輸出工業組合については、事業活動の規制に関する命令等所定の規定について西体法の規定を準用するものとする事。

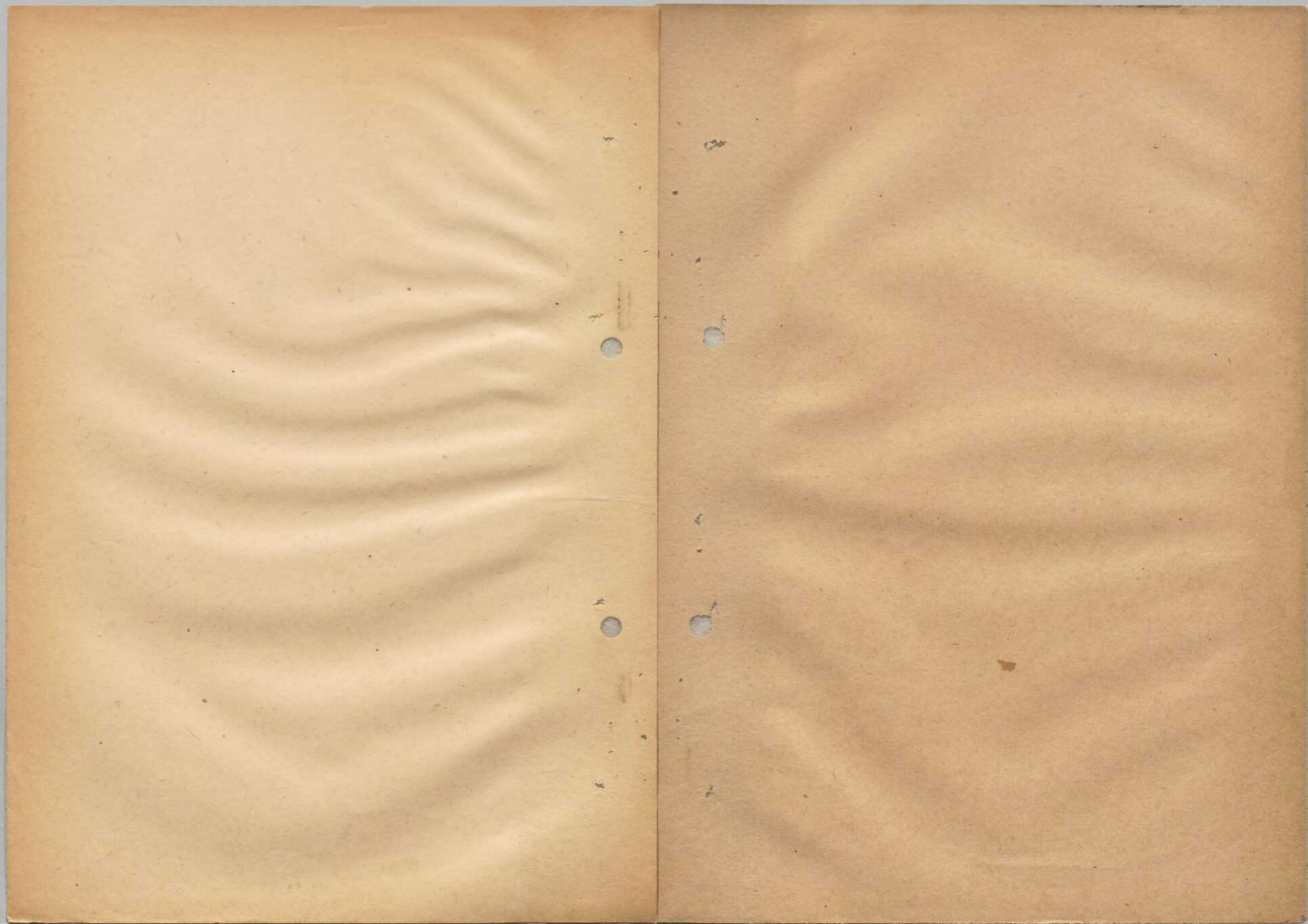
第五 勧告

通商産業大臣は、輸出振興計画の円滑な実施を図るため必要があると認められる場合又は輸雑貨の輸取出引若しくは当該輸取出引に係る国内取引における競争が過度に行なわれるため当該輸雑貨に係る輸取出引の秩序の確立若しくは輸出貿易の健全な発展に対する支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合において、輸業者若しくは輸出組合又は生産業者若しくは輸出工業組合に対し、組合の設立、調整事業の実施等について勧告することができるものとする事。

(5)

第六 その他

前各号のほか、輸取出引秩序の確立のため、輸雑貨の輸出の制限、価格調整金の予託、輸業者及び生産業者の登録等の措置を規定すること。



このためには、市場調査は勿論重要な問題であるが、単にそれだけの問題ではなく、技術的には業界人の意識の低さ、非近代的経営組織、生産技術の非合理性、金融問題等、雑貨企業の経営全体が問題をもっているものと考へざるを得ない。従つてこれら経営全般の問題について積極的に啓蒙、改善を長期的に圖つて行くことが重要であると考えられる。

雑貨センターは、元来こうした事業を中心業務として行うべきであり、それを目指していたのであるが、こうした事業を行うべき機関の基金が、零細企業が大部分を占める雑貨業界では集めることができず専ら事業費に対する政府補助や僅かな手数料収入に依存せざるを得ず、意匠認定と検査業務以外では本来なすべき事業は、大きな比重を占めることができなかったのである。

しかしながら上述のような事業に対する要望も漸次高まつて来ており、生産技術指導、デザイン改善指導、専用機械試作等の事業を行つており、それぞれ輸出商品の面において効果の上つた実例も出て来ているわけであるが、何分にも基金らしい基金を持たずに事業を

拡大しているので、こうした事業を拡大すればする程、それに要する人員機構を維持できず、赤字が増大する姿となつている。

このような事情に基づき、零細な雑貨業界に代つて政府がこれに基金を与えてやり、これを安定的な形態にするこゝによつて上述のような雑貨業界の根本的な問題に対し啓蒙、改善を行い、優秀な輸出商品の創造を圖るといふ問題に取り組ませようと意圖しているものである。

7 生産業者の登録について

特定の商品によつては、調整命令によつて数量規制を圍つても、新規生産業者が多く現出。調整数量の新規業者枠によつて、生産を行い、事実上数量規制を効果のないものにしてしまふ実状がある。(バドミントンラケット) このため多数の業者が現出し、過当競争状態の改善ができず、品質の低下を来すこととなるので、業者の登録制を行い、数量規制の場合においては、登録の停止措置により、過当競争の排除を行おうとするものである。

8 日本輸出雑貨センターの特殊法人化について

現在、5億数千ドルに上る雑貨の輸出が行われてゐるが、これら雑貨の大部分は、商品自体の魅力よりは、その低価格が武器となつて売り込んでいるものである。即ち、雑貨輸出の主体は、意匠、裁断等に特に個性、工夫を要しない庶民層相手の低^低価格商品であり、スーパーマーケット、ドラッグストア等で販売されてゐる商品である。従つてその低価格のために、輸入制限の問題が生じ、その低級性のために後進国の競争に遅れぬるわけであり、一方、賃金水準の高騰によるそのコスト高の問題が起つてくるわけである。

ここにおいて、商品の高級化ということが雑貨輸出にとつて重要課題となるのであるが、この際、問題となるのは、雑貨の業界には、新しい商品を創造し、その販売ルートを見つけ、市場を開拓するという努力があまり見られず、専ら既存の低級商品のルートにつながるバイヤーや、シッパーの注文に応じて行くという安易な受動的な態度に終始していることである。この態度の改善なくしては商品の高級化ということは期待し難い。

この輸出価格の引上のための措置としてはチエック
プライスの制度があるが、これはインボイスの採作に
よる違反事例等過去の経験にかんがみ、その実効を維
持することができないので新しくこの制度を置こうと
するものである。

6 輸出業者の登録について

雑貨の輸出取引は、メーカーも中小企業であり、需
要も小口であり金額的にも少額である場合が多いので、
顔さえつなげれば、誰でも輸出取引を行なうことがで
きる。そのため、いわゆるトラベラーマーチャントや、
際物的に輸出取引を行う者が跡をたないばかりでな
く、相手国側の取引ルートを混乱させるような取引を
行う素人的な売込方法をする業者が発生することとな
る。

これらの業者は数としては、そう多くはないものと
考えられるが、これらの輸出市場を悪い条件に誘引す
る原因となつているので、一定の資格制限の下に全面
的登録を行つてこれらをできるだけ排除するとともに、
貿易管理法、取引法、ラザイン法等の運用と登録制の
採用によつて、事実上実効あるものとしようと意図す
るものである。

4 調整貨物の輸出禁止について

団体法によるメーカーの出荷数量の規制を行つた場合、その規制命令に適合していることが、通関の際の書類とされていないため、違反貨物が事実上輸出されている事例が相当にある模様である。この違反については30万円以下の罰金の規定があるが、他の同業者が調整を行つているだけに、その違反はいはば旨味のある商売となるので、この罰金規定は有効なものとなつていない。これらの違反事例は業者自身から聞くことはできないが、これらの規制は各業界の多数の要望であるところからみて、かなりのものがあることは想像される。

従つて、調整命令に適合していることを通関の際の書類として、違反貨物の輸出規制の実効を回り、別途違反者に対しては最も効果のある調整数量枠の削減の制裁を行なうこととして、調整事業の効果をあげ、業者内部の摩擦、不満等の実情を解消しようとするものである。

5 調整金の予託について

日本の輸出雑貨の大きな特徴は、同品種の輸入国の競争商品と比較して価格が著しく安いことである。これが輸出数量を急増する原因ともなり、同時に、輸入制限の大きな理由となつているのが実状である。従つて調整金を予託させることによつて輸出価格を引上げ、過激な競争と同様、相手国が輸入関税を引上げようとする際、その引上げによる輸入関税引上の阻止を図るための措置として、一方の資金は業界の共同経済事業として業界の体質改善に役立てようとするものである。(野球用グローブミット、陶磁器等)

相手国の輸入業者としても、商品が著しい低価格で不安定であるよりも、競争できる価格で安定すれば、その方が望ましいわけであり、我が国にとつても、その方が長期的に有力な市場を形成する方法となるわけである。

この手段は、予託させることにより、その金額を輸入国のバイヤーにしゆ寄せを行おうとするものであるから、一般的な適用のコースとしては、調整命令により数量規制を行つている場合において措置するものと考へられる。

3 勸告について

雑貨業界は、その業界人の意識の低さ、その経営の非合理性等の理由から、その利害関係は複雑であり、その組織化も容易ではない。現在、軽工業局としては、この組織化を促進するための決め手になる方法もなく、通商局の輸出貿易管理令の運用を背景にしようとしても通商局側の態度も、極めて消極的であるため、業界の指導も極めて不十分であり、業界のまともな申し出てくるのを待つ以外方法のないのが現状である。これらの理由のため、組織化を行い、その調整を図るべき時機を失つた事例もあるわけである。(スポンジ草履、野球用グローブ、ミット、金属洋食器等)

従つて、今後、業界の組織化を進め、その調整を行かつつ、輸出の安定と長期的発展を図るための手段としてこの法律の規定に基づく勸告の制度を採用したものである。即ち、輸出貿易管理令の適用を伏線として勸告を行い、当省として通商局、原局共に一致した方針であることを対外的に明にすることによつて、業界の認識を喚起してその組織化を促進し、業界が不況となり、調整が實際上困難になる状態の事前において、関

関の解決を図らうとするものである。

スポンジ草履等に見ることが出来る。

即ち、野球用グローブミットの輸出数量は、僅々4年間に23倍に増加し、価格は約30%の低落をみている。このような急増は、元来低価格（アメリカにおける販売価格が同品質のアメリカ品の40%安）であつたことと、そのためのアメリカ側取扱業者の利益が大きいためという輸入国側の要因と採算のよさに基づき取引ルートを無視した売込という過当競争に基くものであるが、このような低価格と数量急増という市場破壊的な売込は当然反響を受け輸入制限問題を惹起し、時間をおかば、販売方法を考へれば多少と拡大できる市場を自ら狭くする結果となつて^間いる。この~~間~~価格は低下したが現在のところ採算は一応と^間れている模様であり、勿論正当な労働報酬を受けていない非近代的な従属関係にある家族労働や、住込労働者の長時間労働に支えられているからであるが、業界がいよいよ不況には必ずしもいれない状況である。

輸出市場が拡大している段階においては、問題は、一応生じないが、いつかは輸出市場が飽和点に近づいてくるわけだ、このように急速に拡大しつつあつた市場

がスリッパしたとき、例えば、輸入制限問題に基く輸出数量の制限を行へば、今迄の見込にもとづく過大な生産の反動を受けて、いかなる低賃銀に依存するとしても不況事態に至ることは明らかといえよう。

国内向商品にあつては、市場の動向が認識できるので業者自体ある程度応じてゆくことができるが、輸出向商品にあつてはシッパの注文に受動的に^間応じてゆくだけであるので市場の動向が認識できず、輸入制限等需要が激変するのであるから業者はこれに対処してゆくことができない。それだけに過当競争の状態を事前に措置することがなお必要となつてくる。

いはば、不況が生じ又は生ずるおそれのある場合でなく、過当競争の状況が生じ、又はその徴候が現出する場合において調整を行い、別途との段階において業界を説得させ、従わせる措置を考慮する必要があるからである。

を維持せんがために採算し、それが却つて生文を減る
こととなつて値を崩すという悪循環となり、かなりの
廃業又は倒産寸前の業者が現出する状態に至るので、
その利害関係は深刻となり、共同行為の維持も非常に
困難となつてくる。結局、これらの業者が廃業又は倒
産することによつて、やつと協調がとれ縮小した安定
状態を回復するという状況になるが、この状態またど
までの過程において、共同行為によつて、競争の正常
化を行い安定採算を回復、企業の合理化を図るとい
う商工組合の本来的趣旨を実現することは、實際上実
行困難なことであろうといえよう。いゆば、不況事態
に立至つてからの調整では、その効果をあげるために
は長期的な努力と相当の犠牲を伴うのがその実状であ
る。

従つて、このような不況事態に至る前段階において、
即ち、業界の状態未だ必ずしも不況とはいえないが、
その徴候が看取できる状態において、措置することが
最も効果的であるといえよう。その状態が過当競争の
状態、即ち現象としては、数量の増加と価格の低下で
ある。この経緯については野球用グローブ、ミット

雑貨輸出振興法の内容及びその趣旨について

36. 8. 15

改善事項について

輸出雑貨の各品目について、問題点が認識されているものもあるが、それは部分的なものであつたり、また業界自身充分認識していないものもかなりある。このため、政府の措置としても、部分的かつ表面的であつたり、またとるべき措置に有机的連絡が欠ける場合がある。従つて、一つの品目について、輸出市場の問題からメーカーの問題に至るまでの横の系列において、改善すべき具体的事項を提示することによつて、業界に問題を充分認識させるとともに、それに具体的な行政措置を裏付けることによつて一つの品目の輸出振興のための措置に計画性と方向づけを与えようとするものである。

2 不況要件について

国内向の商品にあつては、一般消費との関連があるので不況事態においてのみ調整行為を認めるのはやむを得ないと考えらるが、輸出雑貨はその大部分が輸出向商品であつて、国内商品とは品質意匠等において異つているので国内の消費者との関連を考慮する必要がない。いはば、輸出の動向如何が業界の景況を左右するものであるから、何れも過当競争の結果、不況事態にたち至つて始めて調整行為を認める必要は全くないのであつて、過当競争の状態が~~な~~、業界の安定を損い、それが輸出面に影響する事態が生ずれば直ちに調整行為を行うべきであるとするのが筋であると考えらる。とくに現在、輸入制限等の事情から、過剰な生産余力を有しながら不況事態となり、調整事業を行なつている業種が相当数に上つているが、かかる不況事態になつてからの調整事業では、その効果をあげることは非常な困難を伴う。即ち、過去の好況のときに、先行きを楽観して、当時の利益を設備に投資し、余剰労働者を抱込むが、一旦不況になると、それが重荷となり、運転資金に窮して借入金の増加となり、一リ正

附 則

第32 租税特別措置法の一部改正

第12の規定による命令に係る輸出業者又は生産業者が、当該命令に基づき、指定輸出組合等に予託した金額は、当該予託をした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。ただし、第14条7号又は第8号の規定により当該予託した金額を取りもどした場合には、当該金額の全部又は一部を当該取りもどしの事由の生じた日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上総収入金額に算入することとする。

ニ 第7、第8又は第9の規定による勸告をしようとするとき。

三 第12の規定により価格調整金の予託の命令をしようとするとき又はその変更若しくは取消をしようとするとき。

四 第17第3号の通商産業省令を定めようとするとき又は第20第1項の政令を定めようとするとき若しくは第24第1

号から第3号までの通商産業省令を定めようとするとき。

五 第26第1項の規定による登録を停止しようとするとき。

第10章 雑 則

第31 報告の徴収

1 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出業者、生産業者、輸出組合又は商工組合若しくは商工組合連合会に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができることとする。

第11章 罰 則

(省 略)

六 輸出雑貨に係る事業の企業経営の改善及び従業員の福利厚生の増進に関する指導及び助成を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務 (社. 証. 107-13200247.)

八 前各号に掲げるもののほか、第27の目的を達成するため必要な業務。

2 雑貨センターは、前項第8号の業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならないこととする。

3 雑貨センターは、第1項第1号から第3号までに掲げる業務であって海外市場において実施する必要がある業務の実施に

ついては、日本貿易振興会に委託してするものとする。

164

第9章 雑貨輸出振興審議会

第30 推 限

1. 雑貨輸出振興審議会は、通商産業大臣の諮問に応じ、次の事項を調査審議することとする。

一 輸出雑貨の輸出の振興に関する重要事項に関すること。

二 輸出雑貨の生産の振興に関する重要事項に関すること。

2 通商産業大臣は次の各号の一に該当する場合には、雑貨輸出振興審議会に諮問しなければならないこととする。

一 第3の規定により政令を定めようとするとき又は、改善事項の決定若しくは変更をしようとするとき。

第8章 日本輸出雑貨センター

第27 目 的

日本輸出雑貨センター（以下「雑貨センター」という。）は、輸出雑貨の輸出及び生産の振興に関する事業を専断的かつ効率的に実施することを目的とする。 中略へは、1062と1282。

第28 資本金

雑貨センターの資本金は、³⁰¹²⁷ 億円とし、政府が全額を出資するものとする。

第29 業務の範囲

1. 雑貨センターは、第27の規定による目的を達成するため、次の業務を行うこととする。
 - 一 輸出雑貨に関する海外市場の調査をし、及びその成果を普及すること。
 - 二 海外市場において輸出雑貨の紹介及び宣伝を行うこと。
 - 三 輸出雑貨の輸出取引のあつせんを行うこと。
 - 四 輸出雑貨の品質の改善及び意匠の向上に関する調査、試験研究及び指導を行うこと。
 - 五 輸出雑貨の生産技術の向上に関する調査、試験研究、指導及び助成を行うこと。

の着の生産に係る特定輸出雑貨に第21の規定による特別の表示を附してはならない旨を命ずることができることとする。

一 この法律又はこの法律に基く処分を違反したとき。

二 第23第3号に該当するに至ったとき。

三 不正の手段によって登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、登録事業者が第24各号の一に該当しなくなったと認めるときは、その登録事業者に対し、6月以内の期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができることとする。

第26 登録の停止

1 通商産業大臣は、団体系第56条又は第57条の規定により、特定輸出雑貨の生産又は出荷の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、第24の規定にかかわらず、その命令に係る特定輸出雑貨の生産の事業を行おうとする者について、第20の登録を停止することができることとする。

2 通商産業大臣は、団体系第58条の規定により、特定輸出雑貨の生産設備の新設の制限又は禁止の命令をした場合においては、第24の規定にかかわらず、その命令に違反した申請については、第20の登録をしてはならないこととする。

できない。

- 一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第23条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う牧場のうち前二号の一に該当する者がある者

第24条 登録の基準

通商産業大臣は、登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならないこととする。

- 一 通商産業省令で定める生産又は検査のための設備が、通商産業省令で定める基準に適合していること。
- 二 通商産業省令で定める技術者が、通商産業省令で定める基準に適合していること。
- 三 通商産業省令で定める検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件が通商産業省令で定める基準に適合していること。

第25条 登録の取消等

- 一 通商産業大臣は、登録事業者が次の各号の一に該当するとき、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、そ

2 前項の政令は、特定の種類の輸出雑貨の輸取引に係る国内取引における競争が過度に行われるため、輸出価格が著しく低差しかつ当該輸出雑貨の品質が低下することにより輸取引の円滑な運行が阻害され、又は特定の仕向地における輸入が制限され若しくは制限されるおそれがある場合において、このような事由を除去することが輸出貿易の健全な発展を図るため特に必要であると認めるときに、当該特定の種類の輸出雑貨について定めることとする。

第21 表示

前項の規定により特定輸出雑貨の生産の事業の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、その登録に係る平業場で生産した輸出雑貨に、通商産業省令で定めるところによりその輸出雑貨が登録を受けた生産業者の生産したものであることを示す特別の表示を附すことができる。

第22 輸出の制限

特定輸出雑貨は、第21の表示が附されたものでなければ、輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでないこととする。

第23 登録の資格条項

登録しようとする特定輸出雑貨の生産の事業を行う者のうち次の各号の一に該当する者は、第20の登録を受けることが

な措置をとるべきことを指示し、又は一年以内の期間を定めて輸出雑貨の全部又は一部の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

第19 登録の取消等

通商産業大臣は、第15の規定による登録を受けた輸出業者が次の各号の一に該当するときは登録を取り消さなければならない。

- 一 第18の規定による指示又は営業停止の処分に違反したとき。
- 二 第16条三号に該当するに至ったとき。
- 三 第17各号に該当しなくなったとき。
- 四 不正の手段によって登録を受けたとき。

第17章 生産業者の登録

第20 登録

- 1 政令で定める種類の輸出雑貨（以下「特定輸出雑貨」という。）の生産の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その生産の用に供する事業場ごとに通商産業大臣の登録を受けることができることとする。

（通商産業省令で定める）
（登録を受けるに当たっては）
（登録を受けるに当たっては）
（登録を受けるに当たっては）
（登録を受けるに当たっては）

終り又は旅行を受けることになつた日から二年を経過しない者

二 第19の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

第17 登録の基準

通商産業大臣は、輸出業者の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならないこととする。

一 日本の国籍を有する者にあつては、住民登録法(昭和26年法律第21号)による住民票に記載されている者であること

と。ただし、同法第27条の規定により同法の適用を受けない者については、この限りでない。

二、日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)による登録証明書の交付を受けている

者であること。

三 経理的基礎、経験及び能力が通商産業省令で定める基準に適合していること。

すは、全面登録

第18 指示及び営業の停止

通商産業大臣は、輸出業者が輸出雑貨に關し、この法律、外国為替及び外国貿易管理法、輸出入取引法、輸出検査法、若し

しくは輸出品デザイン法、又はこれらの法律に基く命令若しくはこれらに違反した場合において、当該輸出業者に対し、適當

を支払うとき。

七、 第 12 の規定による命令の変更又は取消が行われたとき。

八、 指定輸出組合等が、取引法第 19 条第 1 項若しくは団体法第 47 条第 3 項において準用する協同組合法第 62 条の規定により解散したとき又は指定輸出組合等に対し取引法第 18 条若しくは団体法第 16 条の規定により通商産業大臣が解散を命じたとき。

第 6 章 輸出業者の登録 注記に付す

第 15 登 録

輸出業者は、通商産業大臣の登録を受けたものでなければ、輸出産物を輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでないこととする。

第 16 登録の欠格条項

登録しようとする輸出業者のうちで、次の各号の一に該当する者は、登録を受けることができないものとする。

- 一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は外国為替及び外国貿易管理法、輸出入取引法、輸出検査法若しくは輸出品デザイン法又はこれらの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反して懲役の刑に処せられ、その執行を

開拓の事業に要する経費に充てるため、当該輸出業者又は生産業者が当該指定輸出組合等に対し買掛金を支払うとき。

二 指定輸出組合等が組合員の共同経済事業として実施する経営及び技術の改善向上又は商品の品質及び意匠の改善向上を図るための教育及び情報の提供に関する事業の運営に要する経費に充てるため、当該輸出業者又は生産業者が当該指定輸出組合等に対し買掛金を支払うとき。

三 指定輸出組合等が組合員の共同経済事業として実施する生産、加工、販売、保管、運送、検査その他組合の事業に関する共同施設の設置に要する経費に充てるため、当該輸出業者又は生産業者が当該指定輸出組合等に対し、買掛金を支払うとき。

四 指定輸出組合等が組合員の共同経済事業として実施する福利厚生に関する共同施設の設置又は運営に要する経費に充てるため当該輸出業者又は生産業者が当該指定輸出組合等に対し買掛金を支払うとき。

五 前各号に掲げるもののほか、指定輸出組合等が組合員の共通の利益を増進するための施設の設置又は事業の運営に要する経費に充てるため、当該輸出業者又は生産業者が当該指定輸出組合等に対し買掛金を支払うとき。

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業の経費に充てるため、当該輸出業者又は生産業者が当該指定輸出組合等に対し買掛金

3 第1項の申出は、当該商工組合又は商工組合連合会が次の各号に適合する場合に限り、することができるものとする。

一 全国をその地区とするものであること。

二 組合員たる資格を有する者（商工組合連合会にあっては、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う団体法第11条第2号に掲げる団体の総数）の三分の二以上が組合員（商工組合連合会にあっては、会員たる商工組合の組合員）となっていること。

三 第12条の規定による当該商工組合又は商工組合連合会の処理すべき事務を適格かつ円滑に行なうに十分な能力を有すること。

第14 予託金の返還

第12の命令に係る輸出組合又は商工組合若しくは商工組合連合会（以下「指定輸出組合等」という。）は、通商産業大臣の認可を受けて次の各号の一に該当する場合に限り、予託金の全部又は一部を当該輸出業者又は生産業者に返還することができることとする。

一 指定輸出組合等が組合員のための共同経済事業として実施する輸出に関する調査、宣伝、あつせん等輸出市場の維持及び

出業者又は生産業者に対し、当該仕向地に輸出する当該輸出稚貨について、政令で定める範囲内において、通商産業大臣が定め
た価格調整金を、通商産業大臣が指定した輸出組合又は商工組合若しくは商工組合連合会に手託すべきことを命ずることか
できることとする。

第13 命令の決定

- 1 第12の命令は、当該輸出組合又は商工組合若しくは商工組合連合会が、それぞれ取引法第19条第1項において準用する中
小企業協同組合法（昭和24年法律第181号、以下「協同組合法」という。）第53条又は団体法第23条第1項（同
法第53条において準用する場合を含む。）の規定による議決を経て申し出た場合でなければ、することができないことと
する。
- 2 前項の申出は、当該輸出組合が次の各号に適合する場合に限り、することができるものとする。
 - 一、当該輸出稚貨について全国を通じて一個の輸出組合であること。
 - 二、組合員の当該仕向地に対する当該輸出稚貨の輸出額が当該仕向地に対する当該輸出稚貨の総輸出額に対し、相当の比率を
占めていること。
 - 三、第12の規定による当該輸出組合の処理すべき事務を適格かつ円滑に行なうに十分な能力を有すること。

2. 前項の規定による命令をした場合において、その命令に係る貨物は、前項の規定による証明がなされたものでなければ当該特定の仕向地に対し輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでないこととする。

第11 制 裁

- 1 通商産業大臣は、団体法第56条又は第57条の規定による命令に違反した生産業者に対し、戒告することができることとする。
- 2 通商産業大臣は、当該違反行為が輸出取引若しくは当該輸出取引に係る国内取引（以下「輸出取引等」という。）の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して著しい支障を与えるものと認めるときは、前項の規定による戒告に代えて、当該生産業者に対し、一年以内の期限を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出向に出荷する数量を通商産業大臣の指示した数量に制限すべきこと又は輸出向に出荷することを停止すべきことを命ずることができることとする。

第5章 輸出の調整

第12 価格調整金の予託の命令

通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雑貨の輸出価格の調整を図らなければ当該仕向地に輸出する当該輸出雑貨の輸出取引の秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して著しい支障を生じ又は生ずるおそれがある場合において、輸

X 第9 団体協約に関する勸告

初稿
2002.11.1
2.3.2の2.3.2.1
2.3.2.1.1
2.3.2.1.2

通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雑貨に係る第5第2項に掲げる支障が生じ又は生ずるかそれが
ある場合において、特に必要があると認めるときは、当該輸出雑貨に係る輸出組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は
その双方に対し、取引法第11条第4項の規定による組合員の遵守すべき事項又は団体法第18条の規定による調整規程若
しくは同法第32条の規定による総合調整規程を定め、当該商工組合若しくは商工組合連合会又は輸出組合と団体協約を締
結すべきことを勸告することができることとする。

第10 貨物の輸出の規制

1 通商産業大臣は、団体法第56条又は第57条の規定により、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雑貨に係る同法第17
条第1項第1号の貨物の出荷数量の制限に関する命令を issued に際し、又は命令をした後において、当該輸出雑貨の輸出取引
に係る国内取引の秩序の維持のため、特に必要と認めるときは、団体法第64条の規定によりその命令に係る事項の一部を
処理すべき旨定められた商工組合又は商工組合連合会若しくはその会長たる商工組合に対し、通商産業省令で定めるところ
により、その命令に係る貨物の出荷数量を確認し、当該貨物がその命令に係る出荷数量に適合している旨を証明すべきこと
を命ずることができることとする。

一と二は一と二は

確立又は輸出貿易の健全な発展に対する支障が生じ又は生ずるおそれがある場合においては、当該仕向地に輸出する当該輸出雑貨に係る輸出組合に対し、輸出入取引法（昭和二十七年法律第299号、以下「取引法」という。）第11条第2項又は第14項の規定による組合員の遵守すべき事項を定めるべきことを勧告することができることとする。

第8 生産業者等に対する勧告

通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雑貨に係る第5条第2項に掲げる支障が生じ又は生ずるおそれがある場合においては、次に掲げる事項に関し必要な勧告をすることができることとする。

- 一 当該輸出雑貨に係る生産業者又は事業協同組合若しくはその他の団体に対し商工組合又は商工組合連合会を設立し、互聯なく団体法第7条第1項又は同法第31条に掲げる事業を実施すべきこと。
- 二 当該輸出雑貨に係る商工組合の地区内において、当該商工組合の資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のもの又は資格事業を営む者であつて中小企業者でないもの又は資格事業を行なう団体法第11条第2号に掲げる団体に対し、当該商工組合に加入すべきこと。
- 三 当該輸出雑貨に係る商工組合又は商工組合連合会に対し、その調整規程に定められていない団体法第7条第1項の事業又はその総合調整規程に定められていない同法第31条の事業を実施すべきこと。

第11条第2項又は第14条第2項の内容は1120061283

中身には
勸告は取引法第11条第2項
1210061283
と第14条第2項の20301283

二項等ノ号の規定は各規定中「第9条に掲げる事態」とあるのは、「第2項に掲げる事態」と読み替えて準用することとする。

5 商工組合に係る団体法第55条等ノ項及び第58条の規定並びに、商工組合連合会に係る第57条の規定は、各規定中「第9条に掲げる事態」とあるのは、「第2項に掲げる事態」と、「同条に掲げる事態」とあるのは、「第2項に掲げる事態」と読み替えて準用することとする。

第6 その他の特例

1 通商産業大臣が商工組合又は商工組合連合会に係る団体法第55条等ノ項又は第56条から第58条までの規定による命令をしようとする場合において同法第60条の規定は適用しないこととする。

2 商工組合に係る団体法第69条等ノ項の規定は、同項中「第9条又は第12条」とあるのは、「第5 第2項又は第12条」と読み替えて準用することとする。

第4章 輸取引等の秩序の維持

第7 輸出組合に対する勸告

通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸産物の輸取引における競争が過度に行われるため、輸取引秩序の

三 当該輸出雑貨に係る生産業者が生産工程の合理化のために設置した生産設備又は従業員の特遇改善のために設置した福利

厚生施設に対する租税制度上の措置

四 当該輸出雑貨について国際競争力を培養するため生産業者に対する価格の低廉な原料の供給及びあつせん

第三章 中小企業団体の組立に関する法律の特例

組立の特例(4)は「組立組合」といふこと... 適用は「組立組合」(第13条第1項第1号)とある。
「組立組合」は「組立組合」といふこと... (第13条第1項第1号)とある。
「組立組合」は「組立組合」といふこと... (第13条第1項第1号)とある。

第5 設立の要件の適用除外等

1 商工組合を設立する場合においては、中小企業団体の組立に関する法律(昭和三十二年法律第195号、以下「団体法」という)

第9条の規定は、適用しないこととする。

2 商工組合は、輸出雑貨の輸出取引に係る国内取引における競争の過度に行われるため、輸出取引秩序の確立又は輸出貿易

の健全な発展に対する支障が生じ又は生ずるおそれがある場合限り、設立することができるものとする。

3 団体法第42条第2項の規定により、通商産業大臣が、商工組合の設立を認可する場合において、同法第42条第3項の

規定は、適用しないこととし、同法第42条第2項第1号及び第97条第1項第1号中「第9条に掲げる事態」とあるの

は、「前項に掲げる事態」と読み替えて準用することとする。

4 商工組合又は商工組合連合会に係る団体法第11条、第13条、第17条第1項第2号、第19条第1号及び第28条第

- 七 輸出業者と生産業者との間における取引の経路、販売方法等輸取引に係る国内取引に関する事項
- 八 輸取引に係る国内取引における競争の正常化に関する事項
- 九 生産業者の経営の合理化及び改善に関する事項
- 十 生産業者の生産技術の向上及び生産設備の合理化に関する事項
- 十一 生産業者の従業員の特典厚生施設等その待遇の改善に関する事項
- 十二 生産業者の共同施設及び共同経済事業の促進に関する事項

第4 指導及び助成

通商産業大臣は、第3の改善事項を定め、又はこれを実施したときは、輸出業者、生産業者、輸出組合又は商工組合若しくは商工組合連合会に対し必要な指導を行なうとともに、当該改善事項に係る次の各号に關し、当該輸出雜貨に係る事業を行なう中小企業者に対し、その助成に努めるものとする。

- 一 当該輸出雜貨に係る海外市場の調査並びに海外市場における紹介及び宣伝
- 二 当該輸出雜貨に係る輸出業者又は生産業者の必要とする輸出前貸資金及び生産業者の生産設備の合理化に必要な資金の確保

雑貨輸出振興法案要綱 (オ3次案)

36.8.14

第1章 総則

第1 目的

この法律は、雑貨の輸出貿易における改善事項を策定し、その実施を円滑にするための措置を図るとともに日本輸出雑貨センターを設立して輸出雑貨の輸出及び生産の振興に関する業務を行なわせ、もって輸出雑貨に係る事業を行なう中小企業の振興と雑貨の輸出貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

第2 定義

1 この法律において「輸出雑貨」とは、主として日常生活の用に供する消費財であつて、その生産業者の大部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第195号）第5条に規定する中小企業者をいう。）であり、かつ、

輸出向に出荷されるもの^{輸出向けに生産されるもの}に^{輸出向けに生産されるもの}ついて^{輸出向けに生産されるもの}政令で定めるものをいうこととする。

2 この法律において、「輸出業者」とは、輸出雑貨の輸出取引の事業を行う者をいい、「生産業者」とは、輸出雑貨の生産（加工を含む。以下同じ。）及び販売の事業を行う者をいうこととする。

3 この法律において、「輸出組合」とは、輸出雑貨の輸出取引を組合員の資格として定款で定められた事業（以下「資格事

7237-
輸出向けに生産されるもの

政令は雑貨の輸出
と云ふ。要は世には
輸出向けに生産され
るものことと云う
ことである。

輸出向けに生産されるもの
輸出向けに生産されるもの
輸出向けに生産されるもの
輸出向けに生産されるもの
輸出向けに生産されるもの

第1章 総則

第1節 目的

この法律は、雑貨の輸出に日本輸出雑貨セ
ンターを設立して輸出を行なう中小企業の振
興と雑貨の輸出貿易の

第2節 定義

1 この法律において「産」の大部分が中小企業
者（中小企業団体のいう。）であり、かつ、

第2.1節(1)の
口内出外付と
...
...

政令は雑貨のセ
ンターを設立し
輸出に専ら
...
...

輸出向に出荷される
...
...

2 この法律において「産」とは、輸出雑貨の生産

目的
...
...

...

（加工を含む。以下

3 この法律において「事業」とは、以下「資格事

輸出

業者に対し、また零細新規商社の出現等、過当競争の原因が商社側にある場合においては、輸出業者に対し、新にそれぞれ登録制度を実施しうるようその途を開くものとする。(団体法ノ8条輕機械振興法ノ9条参照)

70-71 (5)? 過当競争のため輸出価格が異常に低落し、この引上等取引条件の積極的な改善が現状をもつては、中小企業者にとり困難な実情にあるので、この対策として調整命令が発動されている場合において、輸出組合又は商工組合は調整金を賦課徴収できるものとし、この積立金の使途について政府の監督の下に当該組合の機能の活用をはかるものとする。この場合必要に依り政府は勧告を行ないうるものとする。

オ2点に関連して

(6) 総貨輸出の貿易振興事業を専門的かつ効率的に実施することを目的として、現行日本輸出雑貨センターを新に特殊法人として設立するものとする。^{30b}この法人の資本金は全額政府が出資するものとし、その業務の範囲としては、現行輸出雑貨センターの行なっている品貨および意匠の改善に関する事業および輸出雑貨工業の技術の指導・育成に関する事業のほか新にジェトロ

との共同事業として海外における貿易振興事業をも行なわせるものとする。(輕機械振興法46条参照)

オ3点に関連して

(7) 輸出雑貨工業の設備近代化、共同厚生施設等に対する設備資金および季節的なつなぎ資金の融通斡旋に付いて、政府が資金の確保に努めるよう規定をおくものとする。

(8) 輸出雑貨の原材料を国際価格でもつて入手しうるよう政府の措置について規定をおくものとする。

ユ2点に関連して

中小銀行... 団体法改正で... 手口は... 併行して...
 通商... 但し別件...
 企業... 競争... 志は...
 普及... 積極的...

成り立ち

23 434 456 77707

輸出貿易
の促進

前出の通りと同様
① 現行法
② 通関手
の促進
の促進
の促進

の區別を不況克服のみを目的として運営されているが、輸出に大きく依存する輸出雑貨工業にとつては、その経営は、国内の一般消費者と関連の甚い、輸出取引の動向に左右され、輸出取引秩序の確立による輸出振興が、即ち不況克服対策であるので、現行商工組合の機能を消極的な不況対策に限定しないこととし、輸出雑貨の範囲を政令で指定し、該輸出雑貨を資格事業とする商工組合について、中小企業団体の特別規定を設けるものとする。すなわち、当該商工組合設立に関する不況要件（団体法9条）を排除して随時必要に応じ商工組合を設立できるものとする。（取引法ノ4条2項参照）

これに伴い、調整規程の認可の要件として、輸出取引秩序の確立に対し生じている着しい支障を除去するために寄与するものでなければならぬものとする。

このほか調整規程の届出制を採用（団体法ノ8条取引法ノ1条2項参照）して手続の簡易化をはかるとともに調整命令の発動（団体法ノ6条）に関する聴聞（団体法60条）の規定の適用を排除して、雑貨の輸出貿易に関し、その必要が認められる場合において機動

(2)

的に調整命令を発動しうるものとする。

(2) 現行団体法、取引法は、業者の自主調整をその建前としているので、業界内部において意見の調整が困難である場合においては、取引秩序確立の時機を徒に失つするおそれが多分にあるので、かかる場合において、輸出貿易管理令による承認の適用を伏線として、輸出業者または生産業者に対し、自主調整等についての勧告を行いうるものとする。

(3) 調整命令に違反する貨物の輸出が行われ取引秩序の維持を困難にする実情が生じている現状にかんがみ、調整命令に係る貨物である旨の表示を行わせ、その表示のない貨物の輸出禁止を法文上明示するとともに、調整命令の違反者に対し、戒告または輸出向出荷の制限もしくは停止の制裁を行いうるものとする。（団体法ノ8条管理法ノ3条取引法4条参照）。

(4) 調整命令を発動した事後においてもなお新規業者の簇生をきたし、取引秩序の維持を困難にする実状が生じているので、現行調整規則の内容を改善して数量規制の徹底を図るとともに、設備新設の制限命令をもつてしてはその目的を達し得ない場合においては、生産

(3)

通商 中
中小企業法

雑貨輸出振興法の制定について

36. 8. 3
軽工業局

1. 趣 旨

別添雑貨の輸出振興施策を実現するため、政府の役割を強化すること、すなわち

- (1) 雑貨の輸出取引について有効かつ機動的な対策をとりうるよう政府の積極的かつ指導的な体制を作ること。
- (2) 雑貨輸出に関する内外における貿易振興事業および輸出雑貨工業の技術の指導育成に関する事業を強かに推進する母体として特殊法人を設立すること。
- (3) 輸出雑貨工業の体質改善のため、国庫補助、金融措置等の行政措置について政府が考慮を払うことをその主眼とする。

2. 内 容

内容を略述すると次のとおりである。

オノ点に関連して

- (1) 中小企業団体法による商工組合は、国内向、輸出向

(1)

通 商 産 業 省

妥当と考えられる。

上記の諸点を勘案すれば、輸出業者の登録制の規定は、削除すべきであると考えらる。

4 輸出業者の登録

〔意見〕

昭和33年の取引法改正案に同種の規定が含まれていたが、昭
昭35年の改正案からは削除したという経緯がある。品目、仕向
地が限定されることとなつていたことを除けば、この登録制案は、
昭和33年のそれと全く同一であり、成立の見通しは暗いと感じ
られるが、それは別としても、かかる無制限登録制では、輸出取
引秩序確立のための効果は極めて薄弱である。

他方、登録をうけた者でなければ輸出できないため、思惑的な
登録が行なわれるおそれがあり、このことは特に輸出規制が行な
われるような事態において、なされるおそれがつよい。すなわち、
輸出割当を受けることを目的として泡沫的業者の登録申請が殺到
し、登録されたことを根拠に輸出数量割当の要求が行なわれるで
あろう。このため、組合運営の弱体化を招くおそれもあり、かえ
つて輸出取引秩序を混乱させる結果となりかねない。

また、業種別法律による登録の先例となり他省との権限関係に
おいてもマイナスとなるおそれがある。

元来商社においては、生産業者と異なり、各種の商品を併せ取
扱っていることが多く、業種別法律により種別関係においてとら
えるよりも、貿易業として横の関係においてとらえることがより

通商産業省

また、輸出組合、商工組合は、組合原則に従つて組合員のための事業を行なうことを建前としているのであるから、共同経済事業に供するため組合に負担金を納付する場合にのみ調整金の預託の解除をおこなうことは、非組合員に著るしい不利益を与えることとなつて、不当である。

他方、輸出振興事業のための負担金を徴するというのであれば積極的利点があると考えられるが、いずれにしても、過去の取引法改正案の審議過程に鑑みて、取引法改正案中の負担金の程度が限度ではないかと考えられる。

通商産業省

た。権限的にもマイナスとなるので、慎重に配慮すべきである。

2. 商工組合に係るアウトサイダー命令（出荷数量の制限）の対象貨物のうち、商工組合の証明のないものの輸出禁止

〔意見〕

アウトサイダー命令は、生産業者に対する命令である以上、これを貨物自体の問題として輸出禁止を行なうことは、法律構成上懸念があるばかりでなく、現実的にも取引関係上複雑な問題を惹起することは明らかである。殊に輸出担当者に不測の損害を与える点は、何としても承服しかねる。

従つて、生産業者段階の問題は生産業者の段階において処理する制度を検討すべきであり、本規定は削除されたい。

3. 輸出業者、生産業者に対する価格調整金の輸出組合、商工組合への預託命令および輸出組合への納付のための預託の解除

〔意見〕

価格調整金により輸出価格の引上げを図ることは、非現実的であると思われる。調整金を預託させても、販売を行なう者の出現は防げず、価格引上げの効果があるという保証はない。逆にかえつて中小企業の経営を苦しくする（特に取引系列において最も弱体なところにしわが寄ることとなる。）弊害が生じるおそれがある。

通商産業省

雑貨輸出振興法（第3次案）に対する意見

36823
通商局

取引法の輸出組合協定の締結の勧告

〔意見〕

(1) 昭和33年の取引法改正案に同種の規定が含まれていたが、昭和35年の改正案からは削除したという経緯がある。その際に問題となつたように、罰則等に担保されない単なる勧告では事実上の行政指導と選ぶところなく、その実効は期待しがたいのみでなく、徒らに官僚統制的印象を与えることとなつて好ましくない。

また、この勧告が輸出令の発動を背景とするものであれば、その前提として、輸出令の発動を可成り弾力的に行なう必要があるが、業界に与える影響を考慮すれば輸出令の発動は軽々に行なりべきではないと考えられる。

更に、本振興法が先例となり他省所管物資に関しても同様の立法が行なわれるおそれがあり、（現在、真珠につき農林省で立案中）この場合には取引法の運用を拘束することとなり、ま

附 則

第 42 租税特別措置法の一部改正

第²²22の規定による命令に係る輸出業者又は生産業者が、当該命令に基づき、指定輸出組合等に予託した金額は、当該予託をした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。ただし、第²⁴24第²2号又は第³3号の規定により当該予託した金額を取りもどした場合には、当該金額の全部又は一部を当該取りもどしの事由の生じた日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上総収入金額に算入することとする。

2. 通商産業大臣は次の各号の一に該当する場合には、雑貨輸出振興審議会に諮問しなければならないこととする。

一、第3の規定による輸出振興計画の決定若しくは変更をしようとするとき。

二、第6又は第17の規定による勸告をしようとするとき。

三、第18の規定に基づき命令をしようとするとき。

四、第22の規定により価格調整金の予託の命令をしようとするとき又はその変更若しくは取消をしようとするとき。

五、第27第3号の通商産省令を定めようとするとき又は第30第1項の政令を定めようとするとき若しくは第34第1号

から第3号までの通商産省令を定めようとするとき。

六、第36第1項の規定による登録を停止しようとするとき。

第10章 雑 則

第41 報告の徴収

通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出業者、生産業者、輸出組合又は
輸出工業組合
~~商工組合若しくは、商工組合連合会~~に対し、その業務又は経理の状況に関し、報告をさせることができることとする。

第11章 罰 則

(省 略)

四、輸出雑貨の品質の改善及び意匠の向上に関する調査、試験研究及び指導を行うこと。

五、輸出雑貨の生産技術の向上に関する調査、試験研究、指導及び助成を行うこと。

六、輸出雑貨に係る事業の企業経営の改進黨及び従業員の福利厚生の増進に関する指導及び助成を行うこと。

七、前各号の業務に附帯する業務

八、前各号に掲げるもののほか、第~~2~~³⁷号の目的を達成するため必要な業務

2、雑貨センターは、前項第8号の業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならないものとする。

3、雑貨センターは、第1項第1号から第3号までに掲げる業務であつて海外市場において実施する必要がある業務の実施に

つては、日本貿易振興会に委託してするものとする。

第9章 雑貨輸出振興審議会

第40 権 限

1、雑貨輸出振興審議会は、通商産業大臣の諮問に応じ、次の事項を調査審議することとする。

一、輸出雑貨の輸出の振興に関する重要事項に関すること。

二、輸出雑貨の生産の振興に関する重要事項に関すること。

第21の規定にかいて準用する

2. 通商生業大臣は、団本法第58条の規定により、特定輸出雑貨の生産設備の新設の制限又は禁止の命令とした場合において、第24条の規定にかかわらず、その命令に違反した申請については、第~~20~~³⁰の登録としてはならないこととする。

第8章 日本輸出雑貨センター

第37 目 的

日本輸出雑貨センター（以下「雑貨センター」という。）は、輸出雑貨の輸出及び生産の振興に関する事業を専門的かつ初率的に実施することと目的とすることとする。

第38 資 本 金

雑貨センターの資本金は（ ）億円とし、政府が金額を出資するものとする。

第39 業務の範囲

1 雑貨センターは、第~~22~~³⁷の規定による目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

- 一 輸出雑貨に関する海外市場の調査とし、及びその成果を普及すること。
- 二 海外市場において輸出雑貨の紹介及び宣伝を行うこと。
- 三 輸出雑貨の輸出取引のあっせんを行うこと。

適合していること。

第35 登録の取消等

1 通商産業大臣は、登録事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その

者の生産に係る特定輸出雑貨に第³¹24の規定による特別の表示を附してはならない旨を命ずることができることとする。

一 この法律又はこの法律に基く処分違反したとき。

二 第³³23第3号に該当するに至ったとき。

三 不正の手段によつて登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、登録事業者が第³⁴24各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、その登録事業者に対し、6月以内の期

間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができることとする。

第36 登録の停止

1 通商産業大臣は、~~団体法第46条又は第47条~~^{第18}の規定により、特定輸出雑貨の生産又は出荷の制限に関する命令をするに際

し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、第³⁴24の規定にかかわらず

その命令に係る特定輸出雑貨の生産の事業を行おうとする者について、第³⁰20の登録を停止することができることとする。

この限りでないこととする。

第33 登録の欠格条項

登録しようとする特定輸出種貨の生産の事業を行う者のうちで次の各号の一に該当する者は、第³⁰条の登録を受けることができない^{こととする}。

- 一、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。
- 二、第²⁵条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者
- 三、法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者がある者

第34 登録の基準

通商産業大臣は、登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならないこととする。

- 一、通商産業省令で定める生産又は検査のための設備が、通商産業省令で定める基準に適合していること。
- 二、通商産業省令で定める技術者が、通商産業省令で定める基準に適合していること。
- 三、通商産業省令で定める検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件が通商産業省令で定める基準に

第 7 章 生産業者の登録

第 30 登 録

- 1 政令で定める種類の輸出雑貨（以下「特定輸出雑貨」という。）の生産の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その生産の用に供する事業場ごとに通商産業大臣の登録を受けることができることとする。
- 2 前項の政令は、特定の種類の輸出雑貨の輸出取引に依る国内取引における競争が過度に行われるため、輸出価格が著しく低落し、かつ当該輸出雑貨の品位が低下することにより輸出取引の円滑な運行が阻害され、又は特定の仕向地における輸入が制限され若しくは制限されるおそれがある場合において、このような事由を除去することが輸出貿易の健全な発展を図るため特に必要であると認めるときに、当該特定の種類の輸出雑貨について定めることとする。

第 31 表 示

前項の規定により特定輸出雑貨の生産の事業の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、その登録に係る事業場で生産した輸出雑貨に、通商産業省令で定めるところにより、その輸出雑貨が登録を受けた生産業者の生産したものであることを示す特別の表示を附することができる。

第 32 輸出の制限

特定輸出雑貨は、才³¹の表示が附されたるものでなければ輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、

- 一 第²⁸八の規定による指示又は営業停止の処分に違反したとき。
- 二 第²⁶八第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第²⁷八各号に該当しなくなったとき。
- 四 不正の手段によって登録を受けたとき。

- 一 日本の国籍を有する者にあつては、住民登録法（昭和26年法律第2ノ8号）による住民票に記載されている者であること。ただし、同法第24条の規定により同法の適用を受けない者については、この限りでない。
- 二 日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第ノ25号）による登録証明書の交付を受けている者であること。
- 三 経理的基礎、経験及び能力が通商産業省令で定める基準に適合していること。

第28 指示及び営業の停止

通商産業大臣は、輸出業者が輸出稚貨に關し、この法律、外国為替及び外国貿易管理法、輸出入取引法、輸出検査法、若しくは輸出品デザイン法、又はこれらの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分を違反した場合において、当該輸出業者に対し、適当な措置をとるべきことを指示し、又は一年以内の期間を定めて輸出稚貨の全部又は一部の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

第29 登録の取消等

通商産業大臣は、第²⁵ノ~~25~~の規定による登録を受けし輸出業者が次の各号の一に該当するときは登録を取り消さなければならない。

第25 登 録

輸出業者は、通商産業大臣の登録を受けたものでなければ、輸出稚貨を輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでないこととする。

第26 登録の欠格条項

登録しようとする輸出業者のうちで、次の各号の一に該当する者は、登録を受けることができないものとする。

- 一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は外国為替及び外国貿易管理法、輸出入取引法、輸出検査法若しくは輸出品デザイン法又はこれらの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分に違反して懲役の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第~~12~~²⁹の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

第27 登録の基準

通商産業大臣は、輸出業者の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならないこととする。

に十分な能力を有すること。

第24 予託金の取戻し

第~~八~~²²の通商産業大臣の命令により価格調整金を予託した輸出業者又は生産業者は、通商産業大臣の認可を受けて次の各号の一に該当する場合に限り予託した価格調整金の全部又は一部を取りもどすことができる。

一 価格調整金の予託を受けた輸出組合等又は当該輸出組合等の資格事業と関連する事業を行う者を組合員とする輸出組合、輸出工業組合^{協同組合}又は商工組合(以下「関連事業組合」という。)が、それぞれ組合員の共通の利益を増進するために実施する共同経済事業の経費にあてるため、当該輸出業者又は生産業者が、当該輸出組合等又は関連事業組合に対し負担金を支払うとき。

二 第~~八~~²²の規定による命令の変更又は取消が行われたとき。

三 指定輸出組合等が、取引法第19条第1項若しくは^{第16の規定}団体法第~~27~~²⁶条第3項において準用する協同組合法第~~62~~^{第16の規定にかつて準用する}条の規定により解散したとき又は指定輸出組合等に対し取引法第18条若しくは^{第16の規定にかつて準用する}団体法第16条の規定により通商産業大臣が解散を命じたとき。

第6章 輸出業者の登録

1 第21の規定による輸出組合等の申出は、取引法第79条第1項において準用する中小企業協同組合法(昭和24年法律第81号、以下「協同組合法」という。)第53条又は第60の規定において準用する団体法第23条第1項の規定による議決を経なければならないこととする。

2 第21の規定による申出は、当該輸出組合が次の各号に適合する場合に限り、することができるものとする。

一、当該輸出雑貨について全国を通じて一個の輸出組合であること。

二、組合員の当該仕向け地に対する当該輸出雑貨の輸出額が当該仕向け地に対する当該輸出雑貨の総輸出額に対し、相当の比率を占めていること。

三、第21の規定による通商産業大臣の命令に係る当該輸出組合の処理すべき事務を適格かつ円滑に行なうに十分な能力を有すること。

3 第21の規定による申出は、当該輸出工業組合が次の各号に適合する場合に限り、することができるものとする。

一、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となっていること。

二、第21の規定による通商産業大臣の命令に係る当該輸出工業組合の処理すべき事務を適格かつ円滑に行なう

第21 準 用

団体法第3章第6節、第7節及び第9節の規定において所要の規定を準用することとする。

第5章 輸出の調整

第22 価格調整金の予託の命令

通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雑貨に関し、第3条ノ項の輸出振興計画の円滑な実施を図るため第6の規定に基き^て輸出取引秩序の確立若しくは輸出貿易の健全な発展に対して著しい支障を生じ^り若しくは生ずるおそれがある場合において第7の規定に基き、当該輸出雑貨に係る輸出又は出荷の価格を調整すべき旨の勅告を行い[、]当該勅告に従つて輸出組合又は輸出工業組合（以下「輸出組合等」という。）の申出があつた場合において、特にその必要を認めるときは、当該輸出雑貨の輸出又は出荷の価格を調整し、当該輸出振興計画の円滑な実施又は当該輸出取引秩序の確立若しくは輸出貿易の健全な発展に対する支障の発生を防止を保證させるために、輸出業者若しくは生産業者又はその双方に対し、当該仕向地に輸出する当該輸出雑貨について、政令で定める範囲内において通商産業大臣が定めた価格調整金を当該輸出組合等に予託すべきことを命ずることが出来る。

第23 命令の決定

ニ 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となっていること。

第19 貨物の輸出の制限

1 通商産業大臣が、第18の規定により、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雜貨に係る第12第1項第2号の貨物の出荷数量の制限に関する命令をした場合においては、~~その~~命令に係る出荷数量に適合している旨の通商産業大臣の確認のない貨物は、当該仕向地に輸出してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでないこととする。

第20 制 裁

1 通商産業大臣は、第18の規定による命令に違反した生産業者に対し、戒告することができることとする。

2 通商産業大臣は、当該違反行為が輸出取引若しくは当該輸出取引に係る国内取引で以下「輸出取引等」というものの秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対して著しい支障を与えるものと認めるときは、前項の規定による戒告に代えて、当該生産業者に対し、一年以内の制限を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出向け出荷する数量を通商産業大臣の指示した数量に制限すべきこと又は輸出向け出荷することを停止すべきことを命ずることができることとする。

第18 事業活動の規制に関する命令

通商産業大臣は、次に掲げる要件を備える輸出工業組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のもの（中小企業者を除く。）の事業活動が第13本文に掲げる事態の排除を阻害しており、又はその輸出工業組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつて第13本文に掲げる事態を排除することができないと認められる場合において、このような状態が継続することは輸出貿易の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、その調整規程の内容を参酌してその資格事業に係る第12第1項第1号から第5号までに掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従ふべきことを命ずることができる。

第3第1項の特定品目の輸出雑貨に係る輸出工業組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のもの（中小企業者を除く。）の事業活動が当該輸出振興計画の円滑な実施を阻害しており、又はその輸出工業組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつて当該輸出振興計画の円滑な実施を確保することができないと認められる場合においても、同様とする。

- 一 資格事業を営む者であつて中小企業者以外のもの及び資格事業を行う第9第2号に掲げる団体が加入することができること。

係る輸出取引秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対する支障が生じ又は生ずるおそれがある場合においては、当該仕向地に
輸出する当該輸出雑貨に係る輸出業者又は輸出組合に対し、その行なうべき期間及び事項の内容を定めて、第6第1項各号^の
掲げる事項を勧告することができることとする。

2. 通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雑貨に係る第13本文に掲げる支障が生じ又は生ずるおそれがある場合
においては、当該輸出雑貨に係る生産業者、第9第2号に掲げる団体又は輸出工業組合に対し、その行なうべき期間及び事項の
内容^{各号の}を定めて第6第2項に掲げる事項を勧告することができることとする。

第15. 調整規程の内容

通商産業大臣は、調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、認可をしてはならないこととする。

- 一、第13本文に掲げる事態を排除するため又は第13ただし書の場合においては、第3第1項の輸出振興計画の^{実施}円滑な遂行を確保するため、必要な最小限度をこえないこと。
- 二、不当に差別的でないこと。
- 三、国内の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第16. 準 用

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第195号、以下「^{団体}関係法」という。）第3章第1節から第5節までの規定において所定の規定を準用することとする。

第4章 輸出取引等の秩序の維持

第17. 勸 告

1. 通商産業大臣は、特定の仕向地に輸出する特定の輸出雑貨の輸出取引における競争が過度に行なわれるため、当該輸出雑貨に

第13. 調整事業の要件

第12第1項の事業(以下「調整事業」という。)は、輸出雑貨の輸出取引に係る国内取引における競争が過度に行われるため、輸出取引秩序の確立又は輸出貿易の健全な発展に対する支障が生じ又は生ずるおそれがある場合において行なうことができるものとする。ただし、第1項の特定品目の輸出雑貨に関し、輸出振興計画の円滑な遂行を確保するため、第6の規定に基く通商産業大臣の勧告に従い、調整事業を実施する場合はこの限りでないこととする。

第14. 調整規程の認可又は届出

1. 輸出工業組合は、その実施しようとする調整事業に関し、次の事項を定めた規定(以下「調整規程」という。)を設定し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とすることとする。
 - 一、第12第1項第1号から第5号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間
 - 二、前号の制限を実施するための検査の方法
 - 三、手数料又は過怠金に関する事項
2. 第13ただし書の規定に基き、調整規程を設定しようとするときは、前項の規定にかかわらず前項各号に定める事項を通商産業大臣に届け出ることをもって足りることとする。

第11. 設立の認可

通商産業大臣は、設立しようとする輸出工業組合が次の各号に適合していると認めるときは認可しなければならないこととする。

る。

- 一、第8各号及び第1の第4項の要件を備えていること。
- 二、設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- 三、その設立が輸出取引に係る国内取引の秩序の確立に寄与するものであること。

第12. 事業

1. 輸出工業組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができることとする。

- 一、組合員が生産をする特定の仕向地に輸出すべき特定の輸出雑貨の販売価格又は加工賃の制限
- 二、特定の仕向地に輸出すべき特定の輸出雑貨の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に制限
- 三、特定の輸出雑貨の生産の設備に関する制限
- 四、特定の輸出雑貨の原材料の購売価格の制限又は購売若しくは引取の数量若しくは方法に関する制限

2. 輸出工業組合の事業については、団本法第17条第2項から第4項まで、協同組合法第9条第2第2項、第4項から第8項まで及び第9条の3から第9条の7までの規定を準用する。

三、組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

第9. 組合員の資格

輸出工業組合の組合員たる資格を有する者は、生産業者であつて、組合員の資格として定款で定められた種類の事業（以下「資格事業」という。）を営む中小企業者及び第13本文に掲げる事態を排除するため、又は第3第1項の特定品目の輸出雑貨に際し輸出振興計画を円滑に実施するため、必要がある場合において定款で定めるときは、次に掲げる者とする。

一、生産業者であつて中小企業者以外のもの。

二、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合又は商工組合連合会であつて資格事業を行なうもの。

第10. 設 立

1. 輸出工業組合は、全国をその地区とするものに限ることとする。

2. 輸出工業組合は、その資格事業の全部又は一部が、他の輸出工業組合の資格事業と重複するものであつてはならないこととする。

3. 輸出工業組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるのでなければ設立することができないこととする。

4. 中小企業者以外のものが加入することができる輸出工業組合は、総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ設立することができないこととする。

から第4号までの調整事業の全部又は一部を実施すべきこと。

二、当該生産業者又は第9第2号に掲げる団体に対し、それらがその組合員たる資格を有する特定の輸出工業組合に加入すべきこと。

三、当該輸出工業組合に対し、第12第1項に規定する第1号から第4号までの調整事業の全部又は一部を実施すべきこと。

~~四、当該輸出雑費に係る生産業者が生産工程の合理化のために設置した生産設備又は従業員の待遇改善のために設置した福利厚生施設に対する租税制度上の措置~~

~~五、当該輸出雑費について国際競争力を培養するため生産業者に対する価格の低廉な原料の供給及びそのための~~

第3章 輸出工業組合

第7 法人格

輸出工業組合は、法人とする。

第8 原則

輸出工業組合は、次の要件を備えなければならないこととする。

一、營利を目的としないこと。

二、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

第6. 輸出振興計画に関する勸告

1. 通商産業大臣は 第3第1項の輸出振興計画が定められている場合において、同項第3号又は第4号の事項に關し、当該輸出振興計画の円滑な^{実施}遂行を確保するため特に必要があると認めるときは、当該^特指定品目の輸出雑貨に係る輸出業者又は輸出組合に対し、その行なうべき期間及び事項の内容を定めて、次に掲げる事項を勸告することができることとする。

一、当該輸出業者に対し、輸出組合を設立し、遅滞なく輸出入取引法(昭和27年法律第299号、以下「取引法」という。)第

11条第2項又は第4項の規定による組合員の遵守すべき事項の全部又は一部の事項を定めるべきこと。

二、当該輸出業者に対し、当該輸出業者がその組合員たる資格を有する特定の輸出組合に加入すべきこと。

三、当該輸出組合に対し、取引法第11条第2項又は第4項の規定による組合員の遵守すべき事項の全部又は一部の事項を定めるべきこと。

2. 通商産業大臣は、第3第1項の輸出振興計画が定められている場合において、同項第4号の事項に關し、当該輸出振興計画の円滑な^{実施}遂行を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定品目の輸出雑貨に係る生産業者、第9第2号に掲げる団体、又は第11の規定に基く輸出工業組合に対し、その行なうべき期間及び事項の内容を定めて、次に掲げる事項を勸告することができることとする。

一、当該生産業者又は当該生産業者を構成員とする団体に対し、輸出工業組合を設立し遅滞なく第12第1項に規定する第1号

を公表しななければならない。

第4. 中小企業業種別振興法との関係

1. 通商産業大臣は、第3第1項の特定品目の輸出雑貨に係る業種について中小企業業種別振興法（昭和35年法律第71号）第3条の規定に基き改善すべき基本的事項（以下「改善事項」という。）が定められている場合において、第3第1項の輸出振興計画を定めようとするときは、当該改善事項の内容を参酌して定めるものとする。
2. 通商産業大臣は、第3第1項の輸出振興計画が定められている場合において、当該特定品目の輸出雑貨に係る業種について改善事項を定めようとするときは、当該輸出振興計画の内容を検討し、その変更の必要を認めるときは、雑貨輸出振興審議会の意見を聞いて、これを変更しななければならない。

第5 助成

通商産業大臣は、第3第1項の輸出振興計画の円滑な実施を図るため、次の各号に關し、当該輸出雑貨に係る輸出業者又は生産業者に対し、その助成に努めるものとする。

- 一、当該輸出雑貨に係る海外市場の調査並びに海外市場における紹介及び宣伝
- 二、当該輸出雑貨に係る輸出業者又は生産業者の必要とする輸出前貸資金及び生産業者の生産設備の合理化に必要な資金の確保
- 三、当該輸出雑貨に係る生産業者が生産工程の合理化のために設置した生産設備又は従業員の待遇改善のために設置した福利厚生施設に対する租税制度上の措置
- 四、当該輸出雑貨に關し国際競争力を培養するに生産業者に対する価格の低廉な原料の供給及び

第2章 輸出の振興

第3 輸出振興計画

1. 通商産業大臣は、毎年雑貨輸出振興審議会の意見を聞いて、輸出雑貨のうち輸出貿易の拡大又は維持に寄与することが大きいと認められる品目（以下「特定品目」という。）について、輸出の振興に関する計画（以下「輸出振興計画」という。）を定めることができる。

2. 輸出振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

一、達成すべき輸出数量、輸出金額その他輸出の振興の目標

二、前号の目標を達成するために必要な輸出市場の拡大又は維持に関する事項 輸出市場の拡大又は維持に関する事項

三、輸出業者及び輸出取引に関し、第一号の目標を達成するために必要な合理化を行うべき事項 輸出業者及び輸出取引に関する事項

四、生産業者及び輸出取引に係る国内取引に関し、第一号の目標を達成するために必要な合理化を行うべき事項 生産業者及び輸出取引に係る国内取引に関する事項

五、その他 輸出の振興に関する重要事項 その他 輸出の振興に関する重要事項

3. 通商産業大臣は、当該特定品目の輸出雑貨に関する輸出市場の状況その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、雑貨輸出振興審議会の意見をきいて、輸出振興計画を変更しなければならない。

4. 通商産業大臣は、第1項の規定により輸出振興計画を定め、又は第3項の規定によりそれを変更したときは、遅滞なく、これ

①- 国内向け・輸出向け
の別を区別し、
輸出向けは、
輸出振興計画に
記載する。

輸出市場の拡大又は維持に関する事項

輸出業者及び輸出取引に関する事項

輸出業者及び輸出取引に関する事項
輸出振興計画に
記載する。

その他 輸出の振興に関する重要事項

通商手続
口内審議
昭和36年8月23日

雑貨輸出振興法案要綱（第4次案）

36. 8. 23

第1章 総則

第1 目的

この法律は、輸出雑貨について輸出振興計画を策定し、その実施を円滑にするための措置を図るとともに雑貨の輸取引及びこれに係る国内取引の秩序を確立し、更に日本輸出雑貨センターを設立して輸出雑貨の輸出及び生産の振興に関する業務を行わせ、もって輸出雑貨に係る事業を行なう中小企業の振興と雑貨の輸出貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

第2 定義

1. この法律において「輸出雑貨」とは、主として日常生活の用に供する消費材であつて、その生産業者の大部分が中小業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小業者をいう。）であるものうち、特に政令で定めるものであつて輸出向に出荷すべきものをいうこととする。
2. この法律において、「輸出業者」とは 輸出雑貨の~~全部又は一部~~輸取引の事業を行う者をいい、「生産業者」とは 輸出雑貨の~~全部又は一部~~生産（加工を含む。以下同じ。）及び販売の事業を行う者をいい、「輸出組合」とは、輸出組合であつて輸出雑貨の全部又は一部の輸取引の事業をその組会員の資格として定款で定めているものをいうこととする。

第1章 総則
第1条 目的
第2条 定義

36. 8. 23

第1章 総則

第1条 目的

この法律は、輸送とともに雑貨の輸送取引及びこれに係る国産品の生産の振興に関する業務を行わせ、もつと図ることを目的とする。

第2条 定義

1. この法律に於て産業者の大部分が中小企業者(中小企業をいう。)であるものうち、特に政令で
2. この法律において、「生産業者」とは、輸送雑貨の輸送組合とは、輸送組合であつて輸送雑貨をいうこととする。

